

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2019年1月1日
(第57期)	至	2019年12月31日

日本パワーファスニング株式会社

E01421

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	4
5. 従業員の状況	5
第2 事業の状況	6
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	6
2. 事業等のリスク	8
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	9
4. 経営上の重要な契約等	12
5. 研究開発活動	12
第3 設備の状況	13
1. 設備投資等の概要	13
2. 主要な設備の状況	13
3. 設備の新設、除却等の計画	13
第4 提出会社の状況	14
1. 株式等の状況	14
2. 自己株式の取得等の状況	29
3. 配当政策	29
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	30
第5 経理の状況	41
1. 連結財務諸表等	42
2. 財務諸表等	78
第6 提出会社の株式事務の概要	90
第7 提出会社の参考情報	91
1. 提出会社の親会社等の情報	91
2. その他の参考情報	91
第二部 提出会社の保証会社等の情報	91

監査報告書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2020年3月27日
【事業年度】	第57期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）
【会社名】	日本パワーファスニング株式会社
【英訳名】	JAPAN POWER FASTENING CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 土肥 雄治
【本店の所在の場所】	大阪市北区大淀中1丁目1番90号
【電話番号】	(06)6442-0951（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 海保 好秀
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区大淀中1丁目1番90号
【電話番号】	(06)6442-0951（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 海保 好秀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 第1四半期連結会計期間より、日付の表示を和暦から西暦に変更しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第53期	第54期	第55期	第56期	第57期
決算年月	2015年12月期	2016年12月期	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期
売上高 (千円)	8,154,152	8,102,858	7,799,584	7,400,640	7,093,825
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△597,477	33,235	124,122	△249,026	△361,519
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△716,858	3,063	117,383	△330,269	△1,509,004
包括利益 (千円)	△768,490	△158,537	81,688	△503,014	△1,397,344
純資産額 (千円)	3,888,662	3,730,102	3,678,431	3,092,125	1,697,525
総資産額 (千円)	10,922,631	10,277,456	9,687,515	8,642,031	8,222,034
1株当たり純資産額 (円)	233.68	224.16	226.71	190.57	104.45
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△43.08	0.18	7.16	△20.36	△93.00
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	35.6	36.3	38.0	35.8	20.6
自己資本利益率 (%)	—	0.1	3.2	—	—
株価収益率 (倍)	—	844.4	34.1	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△123,146	576,577	129,972	555,046	△857,918
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	583,895	197,484	58,578	△26,009	△225,182
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△80,215	△815,486	△315,325	△520,661	815,034
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,009,370	929,176	795,276	798,708	523,767
従業員数 (人)	624	574	548	484	203
(外、平均臨時雇用者数)	(52)	(58)	(60)	(83)	(78)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、第53期及び第57期については潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため、また、第54期及び第55期並びに第56期については潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

3. 第53期及び第56期並びに第57期の自己資本利益率及び株価収益率については親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。

4. 第57期の従業員数は、第56期と比べて281名減少しておりますが、その主な要因は、蘇州強力五金有限公司で従業員の整理解雇等を行ったことによるものであります。

5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第57期の期首から適用しており、第56期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第53期	第54期	第55期	第56期	第57期
決算年月	2015年12月期	2016年12月期	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期
売上高 (千円)	7,431,218	7,511,962	7,175,458	6,764,418	6,620,784
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△187,245	289,909	205,665	5,045	△121,409
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△259,024	271,126	177,849	△30,574	△1,233,893
資本金 (千円)	2,550,000	2,550,000	2,550,000	2,550,000	2,550,000
発行済株式総数 (株)	18,688,540	18,688,540	18,688,540	18,688,540	18,688,540
純資産額 (千円)	3,888,737	4,139,885	4,098,560	3,911,811	2,809,080
総資産額 (千円)	10,167,457	10,181,749	9,690,142	8,945,095	9,444,444
1株当たり純資産額 (円)	233.69	248.78	252.60	241.09	172.96
1株当たり配当額 (円)	—	3.00	5.00	—	—
(内1株当たり中間配当額)	(—)	(0.00)	(0.00)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△15.56	16.29	10.85	△1.88	△76.05
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	38.2	40.7	42.3	43.7	29.7
自己資本利益率 (%)	—	6.8	4.3	—	—
株価収益率 (倍)	—	9.3	22.5	—	—
配当性向 (%)	—	18.4	46.1	—	—
従業員数 (人)	212	200	191	185	176
(外、平均臨時雇用者数)	(52)	(58)	(60)	(83)	(78)
株主総利回り (%)	80.0	100.0	162.6	85.8	101.3
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(112.1)	(112.4)	(137.4)	(115.5)	(136.4)
最高株価 (円)	199	256	405	316	212
最低株価 (円)	99	91	143	112	119

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、第53期及び第57期については潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため、また、第54期及び第55期並びに第56期については潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

3. 第53期及び第56期並びに第57期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については当期純損失であるため、記載しておりません。

4. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所（市場第二部）におけるものであります。

5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第57期の期首から適用しており、第56期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

(1) 会社設立までの経緯

当社（1951年3月28日設立、本店・大阪市福島区、額面50円）は、ニスコ株式会社（1964年4月21日設立、本店・滋賀県野洲郡中主町（現 野洲市）、額面500円、以下「（旧）ニスコ株式会社」という。）の株式額面金額を変更するため、1980年3月21日を合併期日として同社を吸収合併し、同社の資産、負債及び権利義務の一切を引き継ぎました。

合併前の当社は休業状態であったため、実質上の存続会社は被合併会社である（旧）ニスコ株式会社となり、以下に記載する合併前の状況につきましては、実質上の存続会社に関するものであります。

(2) 会社の変遷

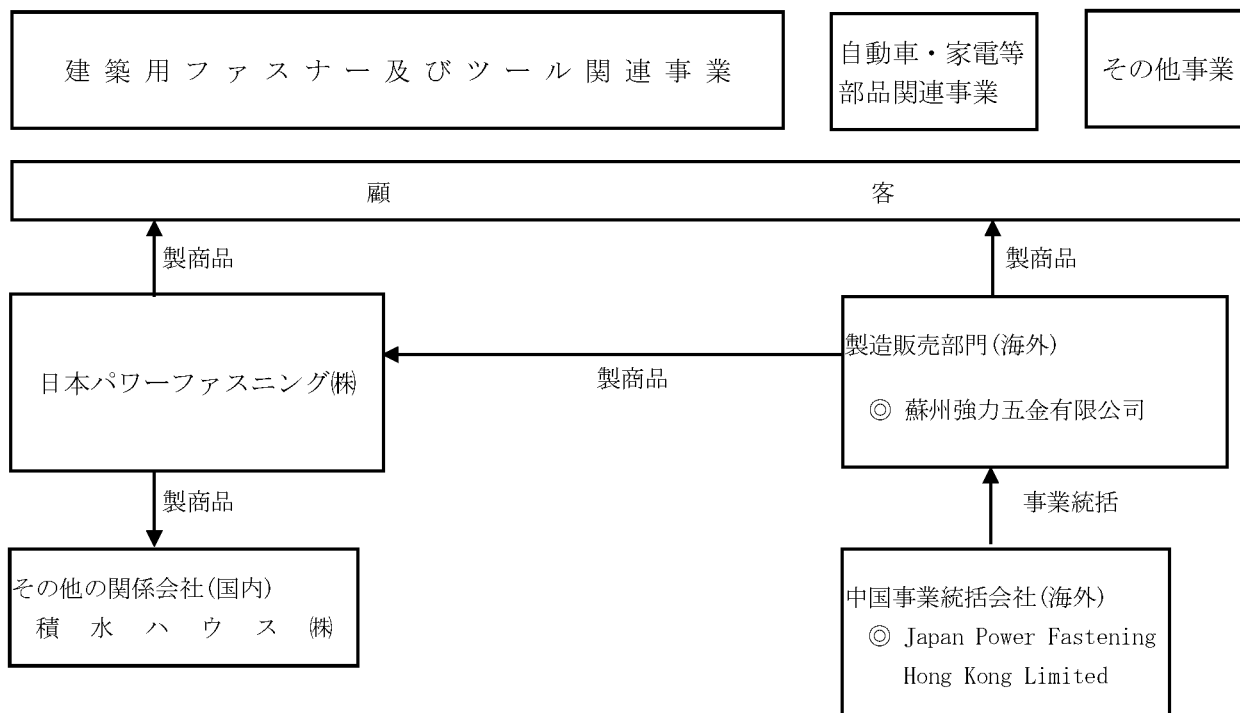
年月	経歴
1964年4月	新和工業(株)、日本発条(株)及び米国のイリノイ・ツール・ワークス社（以下ITW社という。）の3社が均等に払込み、資本金108百万円にて業界最初の日米合弁会社である日本シェークプルーフ(株)を設立、滋賀県野洲郡中主町（現 野洲市）に本店（現 滋賀事業所）を置く。
1966年9月	ITW社と特許品「テクス」導入に関する技術援助契約が成立、このときITW社の持株比率は49%となる。
1969年9月	兵庫県豊岡市の誘致を受け、（旧）豊岡工場を建設、操業を開始。
1979年8月	ニスコ株式会社に商号変更。
1980年1月	ITW社保有の株式（持株比率24.5%）を日本発条(株)及び土肥亀雄が譲受け、日米合弁会社の形態を解消。
1980年4月	株式額面金額変更のため大阪市福島区所在のニスコ(株)に吸収合併され、同時に本店を滋賀県野洲郡中主町（現 野洲市）に移転。（合併期日 1980年3月21日）
1981年11月	大阪証券取引所市場第二部に上場。
1989年9月	兵庫県豊岡市に（新）豊岡工場が完成し、ねじの一貫生産を開始。
1991年3月	茨城県下館市（現 筑西市）に下館工場を建設、操業を開始。
1991年8月	（旧）日本パワーファスニング(株)を買収し、子会社とする。
1992年10月	（旧）日本パワーファスニング(株)を吸収合併し、商号を日本パワーファスニング(株)に変更。
1993年7月	滋賀県野洲郡中主町（現 野洲市）に近江ニスコ工業(株)を設立出資、生産関連会社とする。
1993年8月	本店の所在地を大阪府豊中市に移転。
1994年10月	中華人民共和国の蘇州富洋金属製品有限公司（現 蘇州強力五金有限公司）に出資し、子会社とする。（現 連結子会社）
1996年5月	中華人民共和国に蘇州強力電鍍有限公司を設立出資し、子会社とする。
1997年5月	兵庫県豊岡市に豊岡ジェイ・ピー・エフ工業(株)を設立し、子会社とする。
1997年7月	豊岡ジェイ・ピー・エフ工業(株)に当社の豊岡工場に属する工業用ファスナー事業部門の営業を譲渡。
2002年7月	豊岡ジェイ・ピー・エフ工業(株)に当社の汎用建材部門の営業を譲渡し、商号をジェイ・ピー・エフ・ワークス(株)に変更。
2002年7月	近江ニスコ工業(株)に当社の自動車・家電等部品部門の営業を譲渡し、連結子会社とする。
2004年2月	本社事務所を大阪市新設。
2004年7月	本店の所在地を大阪市に移転。
2007年1月	ジェイ・ピー・エフ・ワークス(株)を吸収合併。
2008年8月	中華人民共和国に蘇州強力住宅組件有限公司を設立出資し、子会社とする。
2010年12月	近江ニスコ工業(株)の当社保有株式を全部譲渡し、連結子会社でなくなる。
2013年3月	中華人民共和国香港特別行政区にJapan Power Fastening Hong Kong Limitedを設立出資し、子会社とする。（現 連結子会社）
2013年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の市場統合に伴い、大阪証券取引所市場第二部より東京証券取引所市場第二部に指定替え。
2016年9月	蘇州強力住宅組件有限公司を蘇州強力五金有限公司（現 連結子会社）に吸収合併。
2018年5月	蘇州強力電鍍有限公司の株式を全部譲渡し、連結子会社でなくなる。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び子会社2社（うち連結子会社2社）、その他の関係会社1社で構成され、その主な事業内容と主要な会社は次のとおりであります。

- (1) 建築用ファスナー及びツール関連事業…プレハブ住宅をはじめとする住宅用及び一般建築・土木用の締結部材（ファスナー）や締結工具（ツール）を製造販売する事業であります。
（主要な会社）当社、蘇州強力五金有限公司
- (2) 自動車・家電等部品関連事業……………中国にて自動車及び家電向けの部品を製造販売する事業であります。
（主要な会社）蘇州強力五金有限公司
- (3) その他事業……………不動産賃貸等の事業であります。
（主要な会社）当社

事業の系統図



(注) ◎印 連結子会社

4 【関係会社の状況】

2019年12月31日現在

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) Japan Power Fastening Hong Kong Limited (略称：JPF香港)	中華人民共和国 香港特別行政区	千香港ドル 127,978	建築用ファスナー及びツール関連事業	100.0	中国現地法人の統括 資金の貸付 役員の兼任 1人
蘇州強力五金有限公司	中華人民共和国 江蘇省	千ドル 16,210	建築用ファスナー及びツール関連事業、 自動車・家電等部品関連事業	100.0 (100.0)	当社製品の製造販売 資金の貸付 債務保証 役員の兼任 3人
(その他の関係会社) 積水ハウス(株)	大阪市 北区	百万円 202,591	建物の設計、 施工、請負等の建設業	被所有割合 23.9	当社製品の販売先

- (注) 1. JPF香港及び蘇州強力五金有限公司は、特定子会社に該当します。
- 2. 議決権の所有割合の () 内は、間接所有割合を内数で表示しております。
- 3. 積水ハウス(株)は、有価証券報告書の提出会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）	
建築用ファスナー及びツール関連事業	187	(74)
自動車・家電等部品関連事業	—	(—)
その他事業	—	(—)
全社共通部門	16	(4)
合計	203	(78)

- (注) 1. 従業員数欄の（ ）内は、臨時雇用者の年間平均雇用人員を外数で表示しております。
2. 自動車・家電等部品関連事業及びその他事業は当社及び中国子会社における当事業に従事する者はおりますが、明確に区分できないため、建築用ファスナー及びツール関連事業に含めて表示しております。
3. 全社共通部門として記載されている人数は、特定のセグメントに区分できない提出会社本社の管理部門に所属している従業員数であります。
4. 当連結会計年度末の従業員数は、前連結会計年度末と比べて281名減少しておりますが、その主な理由は、蘇州強力五金有限公司で従業員の整理解雇等を行ったことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

2019年12月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
176(78)	42.9	17.2	4,661

セグメントの名称	従業員数（人）	
建築用ファスナー及びツール関連事業	160	(74)
自動車・家電等部品関連事業	—	(—)
その他事業	—	(—)
全社共通部門	16	(4)
合計	176	(78)

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数欄の（ ）内は、臨時雇用者の年間平均雇用人員を外数で表示しております。
4. その他事業は当社における当事業に従事する者はおりますが、明確に区分できないため、建築用ファスナー及びツール関連事業に含めて表示しております。
5. 全社共通部門として記載されている人数は、特定のセグメントに区分できない提出会社本社の管理部門に所属している従業員数であります。

(3) 労働組合の状況

当社には、労働組合はありません。なお、従業員による組織があり労使交渉に当たっております。

また、在外連結子会社である蘇州強力五金有限公司において労働組合が組織されておりましたが、当連結会計年度末において解散しております。なお、労使の関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは「伸びやかで豊かな企業人を育む環境づくりを目指し、オリジナリティ溢れる技術をベースに製品を開発し、顧客の信頼を得るとともに、社会の発展に貢献する。」という企業理念のもと、「常にユーザーの最新のニーズをキャッチし、最適設計のファスナーとツールを提供することにより、日本で最大の総合ファスニングメーカーを目指す。」ことを企業目標に掲げ、持続的な企業価値の向上を図ってまいります。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益を、目標の達成状況を判断するための指標としております。

(3) 経営環境及び対処すべき課題

当連結会計年度における日本経済は、雇用や所得環境の改善が見られる一方で、米中貿易摩擦の長期化や英国のEU離脱問題等による世界経済の減速を背景に、輸出や生産に弱さが見られるなど景気の停滞感が強まり、先行き不透明な状況が継続しました。

当社グループの業績に関連の深い住宅市場におきましては、賃貸住宅の不振に加え、持家住宅についても弱さが見られ、新設住宅着工戸数は前年同期に比べ4.0%減少しました。

今後の経営環境につきましては、住宅分野においては、少子高齢化や人口減少の進行により、引き続き厳しい経営環境が続くことが予想される一方、一般建築市場においては、インフラ関係の更新需要や国土強靱化計画等、防災・減災に係る土木・建築需要が底堅く推移するものと予想しております。また、少子高齢化に伴う労働力不足から、建築現場において作業の合理化や省力化に資する製品に対する需要はますます強まっていくものと予想しております。

このような経営環境認識のもと、これまで比較的手薄であったコンクリート建築や木造建築の分野への新製品の投入や、建築現場において作業効率化に資する製品の投入が、重要な経営課題と考えております。

(4) 中長期的な会社の経営戦略

上記の経営環境と経営課題に対する認識のもと、当社グループの経営環境は、依然として厳しい状況が続くものと予想されますが、ここ数年にわたり赤字が続いていた中国連結子会社の事業撤退を進めたことにより、2020年12月期以降の収益改善につながるものと見込んでおります。また、2019年8月に事業提携契約を締結したアドバンテッジアドバイザーズ株式会社の経営支援のもと同社の知見を活用し、国内の建築用ファスナー及びツール関連事業に経営資源を集中し、業績の立て直しをはかってまいります。

なお、2020年2月に公表いたしました経営改革プランの概要は下記のとおりです。

経営改革プラン（要旨）

1. 今後の成長戦略・方針

一般建築市場向けを成長事業と捉え中国事業の撤退と合わせ事業の再構築を実現する。並行して重点施策から実施検討することで収益性の向上を加速する。

視点	見立て	今後の成長戦略・方針	
住宅市場向け	中長期的には縮小する中、ねじ需要は大きくは伸びない。	基盤事業と捉え収益の堅持を志向する。	中国事業の撤退と合わせ事業の再構築を実現する。
一般建築市場向け	足元底堅く、インフラ更新需要増に伴い市場は今後も堅調に推移。	成長事業と捉え売上・収益の拡大を志向する。	
競合・自社	収益向上に資する課題や施策を見える化。	実現性が見込め収益のインパクトが大きい施策（重点施策）から順次施策を展開し収益向上を実現する。	

重点施策

2020年実施	実施時期目安：2021年	実施時期目安：2022年
<ul style="list-style-type: none"> 在庫状況の更なる見える化 在庫・物流管理の一元化 商品体系再構築 外注化 工場生産効率化 新商品の市場投入 	<ul style="list-style-type: none"> 人員再配置 営業手法・ツールの強化 既存販路再編 プライシング 開発プロセスの再構築 調達品の仕様見直し 海外サプライヤー開拓 新商品・新販路の開拓 	<ul style="list-style-type: none"> 新商品の拡販

2. 3か年の数値計画

3か年の計画期間の中で黒字化及び事業のV字回復を実現する。

	3か年の業績推移の目標（単位：百万円）		
	2020年	2021年	2022年
売上高	6,510 (内、住宅市場向け 3,060 一般建築市場向け 3,450)	6,800 (内、住宅市場向け 3,000 一般建築市場向け 3,800)	7,000 (内、住宅市場向け 2,900 一般建築市場向け 4,100)
営業利益	60	150	200
純利益	0	70	100
経営計画イメージ	[止血期] ①	[地盤固め～飛躍期] ②	

①収益性の改善による黒字化の必達 [止血期（2020年）の取組]

止血期は、収益改善を目指しコスト削減を重点的に進めていく。並行して、2021年以降の売上・収益拡大に向けた仕込みを進めていく。

収益改善施策

施策	概要	効果
中国事業撤退	赤字が続いていた中国事業の撤退完了に伴い収益が向上。	200百万円
事業再構築に伴う人材再編成	事業再構築に伴う人材再編成（退職等）によるコスト減。	80百万円
一般建築市場向け事業シフトによる収益増	粗利率の高い一般建築市場向け事業シフトに伴う収益（粗利）増。	20百万円

②事業再構築による売上・収益改善の促進 [地盤固め～飛躍期（2021年～2022年）の取組]

地盤固め期以降は、一般建築市場向けの新商品の拡販を進め、事業再構築及び売上・収益拡大を進めていく。

新商品の売上の見立て（粗利増効果）

新商品	2021年	2022年
ビーンズアンカー・ブルームスタッド	+250百万円（80百万円）	+360百万円（100百万円）
ガスツール + ピン	+60百万円（20百万円）	+70百万円（30百万円）

上記経営改革プランを着実に遂行することで、早期の赤字脱却及びファスニング分野における課題解決型の高付加価値企業となることを目指してまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、事業等のリスクはこれらに限られるものではありません。

(1) 主要販売市場の動向について

当社グループの業績は主要販売分野である住宅業界及び建設業界等の市場動向の影響を大きく受けます。

当社グループといたしましては、各市場動向に対する情報収集の強化をはかり市場動向に迅速に対応するとともに、各市場でのシェア拡大に努めてまいります。

(2) 他社との競合状況について

当社グループの属する工業用ファスナー（ねじ、ばね等）分野の製造業者は国内に多数存在しており、ねじ製造業者だけで1,000社以上もあり、さらに中国・台湾等からの輸入品も多く、非常に競争の激しい業界であります。

当社グループといたしましては、独自製品の開発と価格競争力の強化等により、競合他社に対抗してまいります。

(3) 製品の品質管理について

当社グループは、製品の品質を重要視しており、主力工場においてISO9001の認証を取得する等、品質管理体制には万全を期しております。

しかしながら、当社の予測を超えた事象により製品に欠陥が生じた場合、点検や回収等に伴う費用が発生し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 原材料の市況変動の影響について

当社グループは、原材料として主に鉄やステンレスの線材並びに帯鋼を使用しております。

鋼材価格の市況変動による影響を軽減するために、生産の合理化、調達先の多様化、製品価格への転嫁等を行っておりますが、市場価格が大幅に変動した場合には業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 中国での事業活動について

中国現地法人は、日本向けファスナー製品の製造と、中国国内向け自動車部品の製造・販売を行ってまいりましたが、2019年12月20日公表の通り、中国事業から撤退する方針を決定しております。今後、以下に掲げるリスクが発生した場合には事業撤退が予定通りに進まず、業績に影響を及ぼす可能性があります。

[中国における経済動向、外交政策、地政学的リスク、法律・税制等の改定、外貨政策・環境政策の動向]

当社グループといたしましては、情報収集の強化に努めるとともに、外部の知見も活用し、かかる作業を遅滞なく進めていくことにより、リスクの軽減に努めてまいります。

(6) 依存度の高い販売先について

当社グループの主な販売先は、住宅メーカー、建材メーカー、工事店等であり、そのなかで売上依存度が最も高い販売先は、積水ハウス株式会社であります。

当連結会計年度における同社への売上高は2,288百万円で、当社グループ全体の売上高の32.2%を占めており、今後の同社との取引動向によっては業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 為替の変動について

当社グループは中国現地法人における事業活動及び米国技術提携先等からの輸入を行っており、為替相場が大幅に変動した場合は業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 借入金利の変動について

当社グループは、金融機関等からの借入金にて資金調達を行っており、金利情勢が大幅に変動した場合は業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、連結決算において2期連続の営業損失を計上するなど、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在していると認識しておりますが、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 ⑤ 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況を解消するための対応策」に記載の通り、当該事象又は状況を解消するための対応策を取っていることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、財政状態については遡及処理後の前連結会計年度末の数値で比較を行っております。

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度の売上高は、前期比4.1%減の7,093百万円となりました。営業損益は、273百万円の損失(前期は165百万円の損失)となり、経常損益は、361百万円の損失(前期は249百万円の損失)、親会社株主に帰属する当期純損益は、1,509百万円の損失(前期は330百万円の損失)となりました。

報告セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

[建築用ファスナー及びツール関連事業]

当事業の主力製品であるドリルねじ・ガスツール関連につきましては、2018年11月に事業撤退した太陽光発電パネル組立て加工の売上減少の影響等により、外部売上高は6,661百万円(前期比1.9%減)となり、セグメント損益は、売上高の減少による固定費負担が増加したことに加え、原材料価格や運賃等の諸経費の上昇により182百万円の損失(前期は106百万円の損失)となりました。

[自動車・家電等部品関連事業]

中国における自動車用部品につきましては、中国国内市場における自動車販売台数の減少による影響等により、外部売上高は421百万円(前期比29.8%減)となりました。セグメント損益は、売上高の減少による固定費負担の増加から6百万円の利益(前期比79.7%減)となりました。

[その他事業]

その他事業は日本における不動産賃貸事業であり、契約内容の見直し等もあり、外部売上高は10百万円(前期比3.6%減)となりました。また、売上高の減少等の影響により、セグメント損益は5百万円の利益(前期比3.5%減)となりました。

財政状態の概要は次のとおりであります。

当連結会計年度末の資産合計は前連結会計年度末に比べ419百万円減少の8,222百万円となりました。これは現金及び預金の減少274百万円、受取手形及び売掛金の減少117百万円、商品及び製品の増加315百万円、並びに有形固定資産の減少220百万円が主な要因であります。

負債合計は前連結会計年度末に比べ974百万円増加の6,524百万円となりました。これは新株予約権付社債の発行による増加549百万円、短期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)の増加926百万円及び長期借入金の減少611百万円、並びに関係会社整理損失引当金118百万円の計上が主な要因であります。

純資産合計は前連結会計年度末に比べ1,394百万円減少の1,697百万円となりました。これは親会社株主に帰属する当期純損失の計上による利益剰余金の減少1,509百万円及びその他有価証券評価差額金の増加128百万円が主な要因であります。

これらの結果、当連結会計年度の経営指標につきましては、流動比率103.9%、自己資本比率20.6%となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、期首に比べ274百万円減少の523百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、キャッシュ・フローは857百万円の支出(前期は555百万円の収入)となりました。これは主に特別退職金の支払い及びたな卸資産の増加等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、キャッシュ・フローは225百万円の支出(前期は26百万円の支出)となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、キャッシュ・フローは815百万円の収入(前期は520百万円の支出)となりました。これは主に新株予約権付社債の発行による収入及び借入金の増加等によるものであります。

(資本の財源及び資金の流動性)

当社グループの資金需要のうち主なものは、製品製造のための費用、販売費及び一般管理費等の営業費用や、生産設備等への設備投資であります。

これらの資金需要に対応するための財源は、営業活動によるキャッシュ・フローで得られる自己資金により調達することを基本としておりますが、必要に応じて金融機関からの借入及び社債の発行等により調達していく考えであります。

③ 生産、受注及び販売の実績

イ 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	前年同期比 (%)
建築用ファスナー及びツール関連事業 (千円)	4,802,366	106.6
自動車・家電等部品関連事業 (千円)	350,913	52.1
その他事業 (千円)	—	—
合計 (千円)	5,153,280	99.5

(注) 1. 金額は、販売価格で表示しており、外注加工分を含んでおります。

2. 金額は、セグメント間の取引金額を除いております。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

ロ 商品仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	前年同期比 (%)
建築用ファスナー及びツール関連事業 (千円)	2,283,671	106.8
自動車・家電等部品関連事業 (千円)	—	—
その他事業 (千円)	—	—
合計 (千円)	2,283,671	106.8

(注) 1. 金額は、販売価格で表示しております。

2. 金額は、セグメント間の取引金額を除いております。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

ハ 受注実績

当社及び連結子会社は、過去の販売実績及び販売見込等により見込生産を行っており、受注生産は行っていないため、該当事項はありません。

ニ 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	前年同期比 (%)
建築用ファスナー及びツール関連事業 (千円)	6,661,854	98.1
自動車・家電等部品関連事業 (千円)	421,450	70.2
その他事業 (千円)	10,520	96.4
合計 (千円)	7,093,825	95.9

(注) 1. 金額は、セグメント間の取引金額を除いております。

2. 主な相手先の販売実績及び総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)		当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
積水ハウス㈱	2,190,888	29.6	2,288,578	32.2

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この作成にあたっては、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されている会計方針に基づき処理しております。

② 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループは新製品の開発強化や従来品のグレードアップ等、競争力の強化に努めるとともに事業所の統廃合や資産売却を進める等、中期経営計画（2018年2月策定）で掲げた重点施策を推進してまいりましたが、中国事業については長年赤字が続いていたことに加え、中期経営計画で掲げたEV向け端子ビスの受注がかなわなかったことから全面撤退する方針を決定し（2019年12月20日公表）、撤退にかかる作業を進めました。かかる作業の結果、中国連結子会社において整理解雇を行った従業員に対する経済補償金（退職金）や、生産終了を前提にした固定資産の減損損失等多額の特別損失を計上するにいたりしました。

当連結会計年度の売上高は、2018年11月に事業撤退した太陽光発電パネル組立て加工の売上減少及び中国市場における自動車用部品の売上が低調に推移した影響により前期比4.1%減の7,093百万円となりました。営業損益は、売上高の減少により固定費負担が増加したことに加え、原材料価格や運賃等の諸経費の上昇の影響により273百万円の損失(前期は165百万円の損失)となりました。経常損益は、外国為替相場の変動により、当社の外貨建資産及び在外連結子会社の円建債務などにかかる為替差損を計上したことに加え、新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の発行に伴う諸経費の発生等により、361百万円の損失(前期は249百万円の損失)となり、親会社株主に帰属する当期純損益は、中国事業撤退に係る特別退職金557百万円及び関係会社整理損失引当金繰入額120百万円並びに減損損失278百万円を特別損失に計上したこと等により1,509百万円の損失（前期は330百万円の損失）となりました。

財政状態の状況ならびにキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態及び経営成績の状況」ならびに「(1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりでございますが、当連結会計年度は企業価値向上と持続的な成長のための必要資金を確保するにあたり、複数の資金調達方法を検討した結果、第1回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により、総額552百万円の資金調達を行い、財務基盤の強化に努めました。また、事業再編の過程により発生した遊休固定資産等のノンコア資産の売却も行いました。引き続き事業のスリム化及び再構築を進め、財務基盤の強化に努めて参ります。

③ 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

④ 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 中長期的な会社の経営戦略」に記載のとおり、当社グループは経営改革プランにおいて、3か年の業績推移の目標値を掲げております。これらの目標の達成に向けて、各施策に取り組んでまいります。

⑤ 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況を解消するための対応策

当社グループは、連結決算において2期連続の営業損失を計上し、親会社株主に帰属する当期純損失につきましても、中国事業撤退に伴う特別退職金や減損損失などを特別損失に計上したことにより1,509百万円の赤字となるなど、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在していると認識しておりますが、ここ数年にわたり赤字が続いていた中国連結子会社の事業撤退を進めたことにより、2020年12月期以降の収益改善につながるものと見込んでおります。また、2019年8月に事業提携契約を締結したアドバンテッジアドバイザーズ株式会社の経営支援のもと同社の知見を活用し、国内の建築用ファスナー及びツール関連事業に経営資源を集中し、業績の立て直しをはかってまいります。なお、今後の業績改善への取り組み内容及び業績計画につきましては、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 中長期的な会社の経営戦略」に記載した経営改革プランに基づき業績回復に努めており、事業資金についても安定的に確保できていることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

4 【経営上の重要な契約等】

(技術援助等を受けている契約)

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
日本パワーファスニング㈱(当社)	イリノイ・ツール・ワークス社	米国	建設用ファスナー及びツール(コンクリート市場用、スチール市場用、ウッド市場用、各ライセンス製品並びに商標)	輸入・ライセンス(製造・販売)契約	2009年1月1日から2011年12月31日まで以後3年ごとの自動更新

(事業提携契約の締結)

当社は、2019年8月7日開催の当社取締役会において、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社と事業提携契約を締結することを決議し、2019年8月23日付で事業提携契約を同社との間で締結いたしました。同社より経営全般に対するアドバイスを受けるとともに、同社の持つ様々な知見やネットワークを活用することにより、当社の企業価値向上と持続的な成長を図る予定です。

(第三者割当により発行される第1回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行)

当社は、2019年8月7日開催の当社取締役会において、第三者割当により発行される第1回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行について決議し、割当先との間で、同日付で本新株予約権及び本新株予約権付社債に係る引受契約を締結、2019年8月23日付で払込みが完了いたしました。

詳細につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ③ その他の新株予約権等の状況」をご参照ください。

5 【研究開発活動】

当社グループは、主に建築用部品・工具及び自動車部品の分野において、長年培ってきたファスニング技術を活かし、耐久性・施工性に優れた製品の開発や高耐食性・環境保全に貢献する表面処理技術の開発など、付加価値の高い製品の研究開発に取り組んでおります。

研究開発体制といたしましては、企画開発本部を中心に、お客様のニーズにスピーディに対応できる体制を構築しております。

当連結会計年度の研究開発費の総額は49,996千円であり、工業所有権出願件数は7件となっております。なお、当社グループの研究開発費の金額は、基礎研究費用が大半を占めており、セグメント別に配分できないため、グループ全体で記載しております。

建築用工具(ツール)の分野におきましては、施工現場において省人化・省力化の工具として市場ニーズが高いガス式びょう打機の汎用機種を開発に着手しました。2018年に発売した従来機よりパワーアップした高級機種に続いて、コストパフォーマンスに優れた汎用機種を投入し、市場シェアを高めてまいります。また、主要販路として想定している鋼構造建築市場でのニーズに応えるべく、当社としては初めて大学との共同研究に取り組みました。

ファスニング製品の分野におきましては、建築市場向けに開発を進めて参りました新発想のコンクリート用アンカー「ビーンズアンカー」の量産体制を確立するとともに、市場ニーズに対応するため新サイズの開発に着手いたしました。また、施工現場での溶接熟練工不足や火災予防策に応えるべく開発に着手した鋼材用新型アンカー「ブルームスタッド」は、大手ユーザー様との共同開発テーマとして具体的要求性能を満たすべく、研究に取り組んでおります。

さらに、新製品の開発や既存製品の改良だけでなく、各種認定・認証の取得活動を継続的に進めてまいりました。

今後もこれまで培ってきた技術をベースに、お客様のニーズにかなった製品や表面処理を含めた付加価値の高い製品の開発・改良を中心に進め、より社会に貢献できる安心・安全な製品開発に向け、当社グループの総力を挙げて積極的に取り組んでまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度は、生産性の向上及び高付加価値製品の開発・生産を目的として、国内外の工場におきまして生産設備の投資を行いました。その結果、当社グループの設備投資実施額は262百万円となりました。

建築用ファスナー及びツール関連事業では、下館工場において物流拠点の建設を行い、また、当社グループの各工場において生産設備の更新等を行いました。その結果、当事業の設備投資額は253百万円となりました。

自動車・家電等部品関連事業では、中国現地法人の蘇州強力五金有限公司において、主に生産設備の更新を行った結果、当事業の設備投資額は8百万円となりました。

また、当連結会計年度において、減損損失を計上しております。減損損失の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（連結損益計算書関係） ※6 減損損失」に記載のとおりであります。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2019年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
豊岡工場 (兵庫県豊岡市)	建築用ファスナー及 びツール関連事業	生産設備他	171,048	190,583	250,687 (21,318)	—	11,219	623,538	53(24)
下館工場 (茨城県筑西市)	建築用ファスナー及 びツール関連事業	生産設備他	219,555	65,079	541,098 (30,851)	—	13,270	839,004	28(16)

(注) 1. 帳簿価額の中の「その他」は「工具、器具及び備品」及び「建設仮勘定」であります。

2. 従業員数については、就業人員数を表示しております。また、平均臨時雇用者数を () 外数で表示しております。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 在外子会社

2019年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)						従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
蘇州強力五金 有限公司	本社・工場 (中華人民共和 国江蘇省)	建築用ファスナー 及びツール関連事 業、自動車・家電 等部品関連事業	生産設備 他	321,878	142,277	— (70,131)	—	773	464,929	27(—)

(注) 1. 帳簿価額の中の「その他」は「工具、器具及び備品」及び「建設仮勘定」であります。

2. 「土地の(面積㎡)」は中華人民共和国の国有土地所有権を取得している土地の面積を表示しております。

3. 帳簿価額は、減損損失計上後の金額であります。

4. 従業員数については、就業人員数を表示しております。また、平均臨時雇用者数を () 外数で表示しております。

5. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

2019年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了
当社	下館工場 (茨城県筑西市)	建築用ファスナー 及びツール関連 事業	製品開発用建 屋	138,000	57,070	自己資金及 び借入金	2019年5月	2020年4月

(注) 1. 上記の計画完成後における設備能力は、2019年12月31日現在と比べ若干増加する見込みであります。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	39,800,000
計	39,800,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2019年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (2020年3月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	18,688,540	18,688,540	東京証券取引所 市場第二部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	18,688,540	18,688,540	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2020年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)及び転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」といいます。)は、以下のとおりであります。

(第1回新株予約権)

決議年月日	2019年8月7日
新株予約権の数(個)※	38,194
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容※	普通株式(単元株式数は100株である。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)※	3,819,400 [4,074,025] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	当初価額 144 [135] (注) 2、3 なお、行使価額は修正又は調整されることがある。
新株予約権の行使期間※	2019年8月23日～2024年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、14,472円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を、当該行使請求の時点において有効な交付株式数で除した金額となり、本新株予約権複数個の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に14,472円(本新株予約権1個の発行価格と出資金額を合計した金額)を乗

	<p>じた金額を、当該行使請求の時点において有効な交付株式数で除した金額となる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項(1)記載の資本金等増加限度額から本項(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使の条件※	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項※	該当事項はありません。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	該当事項はありません。

※当事業年度の末日（2019年12月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年2月29日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権1個の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数（以下「交付株式数」という。）は、14,400円（以下「出資金額」という。）を当該行使請求の効力発生日において適用のある行使価額で除して得られる最大整数とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求の対象となった本新株予約権の数に出資金額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を当該行使請求の効力発生日において適用のある行使価額で除して得られる最大整数とする（1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。

なお、本新株予約権の目的である株式の総数の上限は、本新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。但し、下記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」〔b〕項又は〔c〕項に従い、行使価額が修正又は調整された場合は、本新株予約権の目的である株式の総数は変更される。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

〔a〕 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

本新株予約権1個の行使に際し、出資される財産は、14,400円とする。

〔b〕 行使価額

(1) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「行使価額」という。）は、144円とする（当該行使価額を、以下「当初行使価額」という。）。なお、行使価額は次項第(1)号乃至第(6)号に定めるところに従い調整されることがある。

(2) 2020年2月25日及び2021年2月22日（修正日）まで（当日を含む。）の5連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（修正日価額）が、修正日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、116円をいう（但し、次項第(1)号乃至第(3)号に定めるところに従って行使価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。）。

〔c〕 行使価額の調整

(1) 行使価額の調整

① 当社は、本新株予約権の発行後、本号②に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{行使価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行} \\
 \text{普通株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{発行又は} \\
 \text{処分株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たりの発行} \\
 \text{又は処分価額}
 \end{array}
 }{
 \text{時価}
 }
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}
 \end{array}
 }$$

② 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

イ 時価（第(2)号②に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株式に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

ロ 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

ハ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

ニ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ホ 上記イ乃至ハの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至ハにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権を有する者（以下「新株予約権者」という。）に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(2)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(1)号②ホの場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本項第(1)号②又は本項第(6)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、本項第(1)号②ホの場合には、行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

④ 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

(3) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(4)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普

通株式の処分における払込金額（本項第(4)号②の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、本項第(4)号③の場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株あたりの対価（総称して、以下「取得価額等」という。）をいう。）が、本項第(4)号において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額（但し、調整後行使価額が116円を下回ることとなる場合には、116円とする。）に調整される。

(4)本項第(3)号により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

③ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

④ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、第(1)号②ホに定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

(5)本項第(1)号及び第(3)号の両方に該当する場合、調整後行使価額がより低い金額となる規定を適用して行使価額を調整する。

(6)本項第(1)号②及び第(4)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(7)前項第(2)号により行使価額の修正を行う場合、又は本項第(1)号乃至第(6)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の行使価額、修正後又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

3. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

[a] 本新株予約権の行使請求（以下「行使請求」という。）により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は行使価額の修正にともなって変動する仕組みとなっているため、株価が下落し、上記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」[b] 項第(2)号に従い行使価額が修正された場合には、本新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は増加する。

[b] 行使価額の修正基準

2020年2月25日及び2021年2月22日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日まで（当日を含む。）の5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（以下「修正日価額」

という。)が、修正日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。

[c] 行使価額の修正頻度

2回(2020年2月25日及び2021年2月22日に修正されることがある。)

[d] 行使価額の下限等

上記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」[b]項第(2)号に従い修正される行使価額の下限は、116円とする(但し、上記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」[c]項第(1)号乃至第(6)号に定めるところに従って行使価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。)

4. 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社は、割当先との間で2019年8月7日付で締結した本引受契約において、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権の行使について以下のとおり合意しました。なお、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権を割当先に割当てる日は2019年8月23日とする。

(1) 割当先は、2019年8月23日から2020年2月24日までの期間は、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権を行使しない。

(2) (1)にかかわらず、①当社の単体又は連結の半期の損益計算書に記載される営業損益が2連続で損失となった場合、②当社の各事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合、③本引受契約に定める前提条件が成就していなかったことが判明した場合、又は④当社が本引受契約上の義務又は表明・保証に違反(軽微な違反を除く。)した場合には、割当先は、その後いつでも本新株予約権及び本転換社債型新株予約権を行使できる。

また、当社は、本引受契約において、①払込期日から2024年8月23日までの間、割当先の事前の書面による同意なく、株式等を発行又は処分してはならないこと、②本払込期日から2024年8月23日までの間、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとする、及び③割当先が②による引受けを希望する場合、発行会社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分することを約束しました。

5. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

6. 当社の株券の賃借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はありません。

7. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)

決議年月日	2019年8月7日
新株予約権の数(個)※	49
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容※	普通株式(単元株式数は100株である。)
新株予約権の目的となる株式の数(株)※	3,819,276 [4,073,894] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	当初価額144 [135] (注)2、3 なお、転換価額は修正又は調整されることがある。
新株予約権の行使期間※	2019年8月23日～2024年8月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本転換社債型新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。 2. 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

	(1) 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 (2) 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件※	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項※	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本転換社債型新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 4
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額※	1. 本転換社債型新株予約権1個の行使に際し、当該本転換社債型新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。 2. 本転換社債型新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
新株予約権付社債の残高(円) ※	549,976,000

※当事業年度の末日(2019年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年2月29日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

本転換社債型新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、同時に行使された本転換社債型新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する(当社が単元株制度を採用している場合において、本転換社債型新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

[a] 本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

(1) 本転換社債型新株予約権1個の行使に際し、当該本転換社債型新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。

(2) 本転換社債型新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

[b] 転換価額

(1) 各本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。)は、144円とする(当該転換価額を、以下「当初転換価額」という。)

なお、転換価額は次項第(1)号乃至第(6)号に定めるところに従い調整されることがある。

(2) 2020年2月25日及び2021年2月22日(修正日)まで(当日を含む。)の5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)(修正日価額)が、修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額(以下に定義する。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、116円をいう(但し、次項第(1)号乃至第(6)号に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。)

[c] 転換価額の調整

(1) 転換価額の調整

① 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

② 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

イ 時価（第(2)号②に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

ロ 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

ハ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

ニ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ホ 上記イ乃至ハの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至ハにかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までには本転換社債型新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(2)① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額を適用する日（但し、本項第(1)号②ホの場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本項第(1)号②又は本項第(6)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、本項第(1)号ホの場合には、転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

④ 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

(3)当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(4)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（本項第(4)号②の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又

は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、本項第(4)号③の場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株あたりの対価（総称して、以下「取得価額等」という。）をいう。）が、本項第(4)号において調整後転換価額の適用開始日として定める日において有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該払込金額又は取得価額等と同額（但し、調整後転換価額が116円を下回ることとなる場合には、116円とする。）に調整される。

(4) 本項第(3)号により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後転換価額は、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

③ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

④ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本転換社債型新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、第(1)号②ホに定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

(5) 本項第(1)号及び第(3)号の両方に該当する場合、調整後転換価額がより低い金額となる規定を適用して転換価額を調整する。

(6) 本項第(1)号②及び第(4)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

① 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(7) 前項第(2)号により転換価額の修正を行う場合、又は本項第(1)号乃至第(6)号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後又は調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

3. 本転換社債型新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

[a] 本転換社債型新株予約権の行使請求（以下「行使請求」という。）により当社が交付する当社普通株式の数は株価の下落により増加することがある。当該株式数は行使請求に係る本転換社債型新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数であるため、上記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」[b] 項第(2)号に従い転換価額が修正された場合には、本転換社債型新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は増加する。

[b] 転換価額の修正基準

2020年2月25日及び2021年2月22日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日まで（当日を含む。）の5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値

(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。) (以下「修正日価額」という。) が、修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。

[c] 転換価額の修正頻度

2回(2020年2月25日及び2021年2月22日に修正されることがある。)

[d] 転換価額の下限等

上記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」[b]項第(2)号に従い修正される転換価額の下限は、116円とする(但し、上記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」[c]項第(1)号乃至第(6)号に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。)。なお、本転換社債型新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は、行使請求に係る本転換社債型新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数となる。

[e] 繰上償還条項等

本新株予約権付社債は、当社に生じた事由によるものについては、残存する本社債の全部(一部は不可)を、社債権者の選択によるものについては、その保有する本社債の全部又は一部を繰上償還されることがある。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編成行為を行う場合は、下記「5. 償還の方法」[b]項第(2)号①に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権の所持人に対して、当該本転換社債型新株予約権の所持人の有する本転換社債型新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、下記第(1)号乃至第(10)号に掲げる内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編成行為の効力発生日において、本転換社債型新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本転換社債型新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本新株予約権付社債の要項の本転換社債型新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編成行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本転換社債型新株予約権の数と同一の数とする。

(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編成行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」[b]項第(2)号と同様の修正及び[c]項第(1)号乃至第(6)号と同様の調整に服する。

① 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本転換社債型新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編成行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編成行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

② その他の組織再編成行為の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本転換社債型新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

(4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編成行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本転換社債型新株予約権の行使期間の満了日までとし、上記「新株予約権の行使期間」欄に準ずる制限に服する。

(6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。

(7) 承継会社等の新株予約権の取得条項

定めない。

(8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 組織再編行為が生じた場合

本項の規定に準じて決定する。

(10) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない（承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。）。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本転換社債型新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

5. 償還の方法

[a] 償還金額

各社債の金額100円につき金100円

但し、繰上償還の場合は〔b〕項第(2)号に定める金額による。

[b] 社債の償還の方法及び期限

(1) 本社債は、2024年8月23日（償還期限）にその総額を各社債の金額100円につき金100円で償還する。

(2) 繰上償還事由

① 組織再編行為による繰上償還

イ 組織再編行為（下記ニ(i)に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。）において、承継会社等（下記ニ(ii)に定義する。以下同じ。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債権者に対して償還日（当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。）の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。

ロ 上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ（下記ハに定義する。）が100%を超える場合には、各社債の金額100円につき金100円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となる場合には、各社債の金額100円につき金100円とする。

ハ 参照パリティは、以下に定めるところにより決定された値とする。

(i) 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合

当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額（上記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」〔b〕項第(1)号に定義する。以下同じ。）で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）

(ii) (i)以外の場合

会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日（決議又は決定された日より後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日（東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。以下同じ。）に始まる5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において上記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」〔c〕項に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、上記「2. 新株予約権の行使時の払込金額」〔c〕項に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

ニ それぞれの用語の定義は以下のとおりとする。

(i) 組織再編行為

当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

(ii) 承継会社等

当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

ホ 当社は、本号①イに定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。

② 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

イ 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。）から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

ロ 本号①及び②の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本号①の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本号②に基づく通知が行われた場合には、本号②の手続が適用される。

③ スクイーズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前で、当該通知の日から14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

④ 支配権変動事由による繰上償還

イ 本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由（下記ロに定義する。）が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部又は一部を、本号①に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。

ロ 「支配権変動事由」とは、特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。））の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が50%超となった場合をいう。

⑤ 社債権者の選択による繰上償還

イ 本新株予約権付社債権者は、2021年8月23日（但し、同日に先立ち財務制限条項抵触事由（下記ロに定義する。）が生じた場合には、当該事由が生じた日）以降、その選択により、当社に対して、

償還すべき日の10営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

- ロ 「財務制限条項抵触事由」とは、当社の各事業年度に係る単体又は連結の半期の損益計算書に記載される営業損益が2連続して損失となった場合、又は、当社の各事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合をいう。

⑥ 上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

イ 本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（下記ロに定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の10営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

- ロ 「上場廃止事由等」とは、当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいう。

(3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

[c] 買入消却

(1) 当社及びその子会社（下記第(3)号に定義する。）は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。

(2) 当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により（当社の子会社を買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本転換社債型新株予約権は消滅する。

(3) 「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。

6. 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社は、割当先との間で2019年8月7日付で締結した本引受契約において、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権の行使について以下のとおり合意しました。なお、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権を割当先に割当てる日は2019年8月23日とする。

(1) 割当先は、2019年8月23日から2020年2月24日までの期間は、本新株予約権及び本転換社債型新株予約権を行使しない。

(2) (1)にかかわらず、①当社の単体又は連結の半期の損益計算書に記載される営業損益が2連続で損失となった場合、②当社の各事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合、③本引受契約に定める前提条件が成就していなかったことが判明した場合、又は④当社が本引受契約上の義務又は表明・保証に違反（軽微な違反を除く。）した場合には、割当先は、その後いつでも本新株予約権及び本転換社債型新株予約権を行使できる。

また、当社は、本引受契約において、①払込期日から2024年8月23日までの間、割当先の事前の書面による同意なく、株式等を発行又は処分してはならないこと、②本払込期日から2024年8月23日までの間、当該第三者との間で当該株式等の発行又は処分に合意する前に、割当先に対して、当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知した上で、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認するものとする事、及び③割当先が②による引受けを希望する場合、発行会社は、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当先に対して当該株式等を当該条件にて発行又は処分することを約束しました。

7. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

8. 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はありません。

9. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (2019年10月1日から 2019年12月31日まで)	第57期 (2019年1月1日から 2019年12月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	—	—

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2010年5月6日 (注) 1	—	18,688,540	—	2,550,000	△601,111	650,000

(注) 1. 資本準備金の減少は、2010年3月30日開催の定時株主総会において、資本準備金を601,111千円、利益準備金を264,584千円それぞれ減少し、その他資本剰余金の一部にて欠損填補することを決議したことによるものであります。

2. 2020年3月26日開催の定時株主総会において、効力発生日を2020年5月8日とし、資本準備金を650,000千円減少し、欠損填補することを決議しております。

(5) 【所有者別状況】

2019年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	5	16	50	8	7	2,541	2,627	—
所有株式数（単元）	—	28,592	5,164	60,921	512	15,152	76,398	186,739	14,640
所有株式数の割合（%）	—	15.31	2.77	32.63	0.27	8.11	40.91	100	—

(注) 1. 自己株式2,463,276株は、「個人その他」の欄に24,632単元及び「単元未満株式の状況」の欄に76株を含めて記載しております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が10単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2019年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中1丁目1-88	3,877	23.90
土肥雄治	中華人民共和国香港特別行政区	1,504	9.27
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	東京都中央区日本橋1丁目4-1	1,000	6.16
土肥智雄	大阪府豊中市	998	6.15
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5-5	766	4.72
株式会社池田泉州銀行	大阪市北区茶屋町18-14	762	4.70
株式会社滋賀銀行	滋賀県大津市浜町1-38	753	4.65
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	341	2.11
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	234	1.45
モリテックスチール株式会社	大阪市中央区谷町6丁目18-31	212	1.31
計	—	10,451	64.42

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 2,463,200	—	単元株式数 100株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 16,210,700	162,107	同上
単元未満株式	普通株式 14,640	—	一単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	18,688,540	—	—
総株主の議決権	—	162,107	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株 (議決権10個) 含まれております。

2. 「単元未満株式」には当社所有の自己株式が76株含まれております。

② 【自己株式等】

2019年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
日本パワーファスニング株式会社	大阪市北区大淀中1丁目1-90	2,463,200	—	2,463,200	13.18
計	—	2,463,200	—	2,463,200	13.18

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	35	5,215
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による取得株式は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	2,463,276	—	2,463,276	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による取得株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つとして認識し、経営基盤の強化と将来の事業展開に備えた内部留保の充実を図りつつ、業績に応じた安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

また、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

内部留保金につきましては、財務体質の改善に資する負債の返済、生産設備の更新・増強や成長分野への投資等に充当し、事業の拡大に努めてまいります。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令の別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当につきましては、当事業年度において多額の損失を計上したことに加え、当社をとりまく環境も依然として厳しい状況を鑑み、誠に遺憾ではございますが無配とさせていただくことになりました。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、社会から必要とされる企業として持続的な成長と長期的な企業価値の向上を図ること、並びに経営の意思決定の透明性・公平性を確保しつつ迅速で効率的かつ健全な企業経営を行うことをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。遵法精神と企業倫理の徹底、株主をはじめとするステークホルダーとの協調、経営体制並びに内部統制システムの整備・強化、適切な情報開示と透明性の確保に向け、ステークホルダーからの要請や社会動向等を踏まえつつ、適宜必要な施策を実施してまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社（2016年3月29日開催の第53期定時株主総会の決議に基づき移行）としてのコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役が監査を行うことにより監査・監督の実効性を向上させ、取締役会の監督機能を一層強化することで、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的としたものであります。

会社の主要な機関は以下のとおりであります。

イ 取締役会

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名（うち社外取締役2名）及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成され、経営の基本方針、事業計画、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、当社グループの業務執行を厳正に監督しております。取締役会は、原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時開催しております。

なお、重要な業務執行の決定については、当社定款において、取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部について取締役に委任することができる旨の規定を設けておりますが、当面は取締役会での審議・決定を原則とし、取締役会付議基準の適切な見直しを通じて、取締役会における審議の充実化、監督機能の強化を目指してまいります。

<取締役会の構成>

役名	氏名	社外取締役
代表取締役会長兼社長	土肥 雄治	-
専務取締役	海保 好秀	-
常務取締役	熊谷 聡	-
取締役	古川 徳厚	○
取締役	鈴木 雄斗	○
取締役	福島 寿和	-
取締役	長谷部 優	-
取締役	安田 正利	-
取締役 常勤監査等委員	馬淵 一巳	-
取締役 監査等委員	本郷 修	○
取締役 監査等委員	加藤 弘之	○

ロ 監査等委員・監査等委員会

監査等委員会は、独立した社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名で構成され、原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時開催しております。監査等委員会は、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況の報告を受けるとともに、代表取締役をはじめ業務執行を担う取締役や会計監査人との意見交換を実施しております。また、常勤の監査等委員が本部長会やリスク管理委員会等の重要な会議に出席するほか、内部監査部門と連携して工場・事業所等への往査を実施し、実効性のある監査・監督を行っております。

<監査等委員会の構成>

役名	氏名	社外取締役
取締役 常勤監査等委員	馬淵 一巳	-
取締役 監査等委員	本郷 修	○
取締役 監査等委員	加藤 弘之	○

ハ 本部長会

本部長会は、業務執行取締役である代表取締役1名、生産・営業・管理・企画開発の各本部を管掌する本部長4名及び各部門の幹部で構成され、原則として毎月開催するほか、必要に応じて臨時開催しております。本部長会は、取締役会で決定された経営方針や利益計画の業務への落とし込みと進捗状況のチェック等を行っております。

③ 企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムの整備の状況

当社は、2006年5月の取締役会で決定された「内部統制システム構築の基本方針」（2015年5月8日及び2016年3月29日開催の取締役会において一部改訂）に則り、法令遵守、情報管理並びにリスク管理についてそれぞれの体制強化を図っており、その運用及び進捗状況について定期的に取締役会へ報告しております。また、職務分掌規程等において、それぞれの組織の責任と権限を明確にする等の業務手続きを定めるとともに、内部監査部門による内部監査等によりその適正性を担保しております。

子会社の業務の適正を確保するための体制整備につきましては、「関係会社管理規程」に基づき、当社における合議・承認事項及び当社に対する報告事項等を明確にして、その執行状況をモニタリングし、経営管理体制全般を整備・統括しております。また、当社の取締役、幹部従業員が子会社の役員を兼務することで、管理・監督する体制としております。内部監査部門は、子会社の内部監査を実施するとともに、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告するなど、早期の問題事案の把握に努めております。

これらのほか、弁護士事務所、銀行系の総合研究所及び社会保険労務士事務所と契約を結び、法律問題を含む業務上の諸問題に関して助言と指導を適宜受けられる体制を設けております。

ロ リスク管理体制の整備の状況

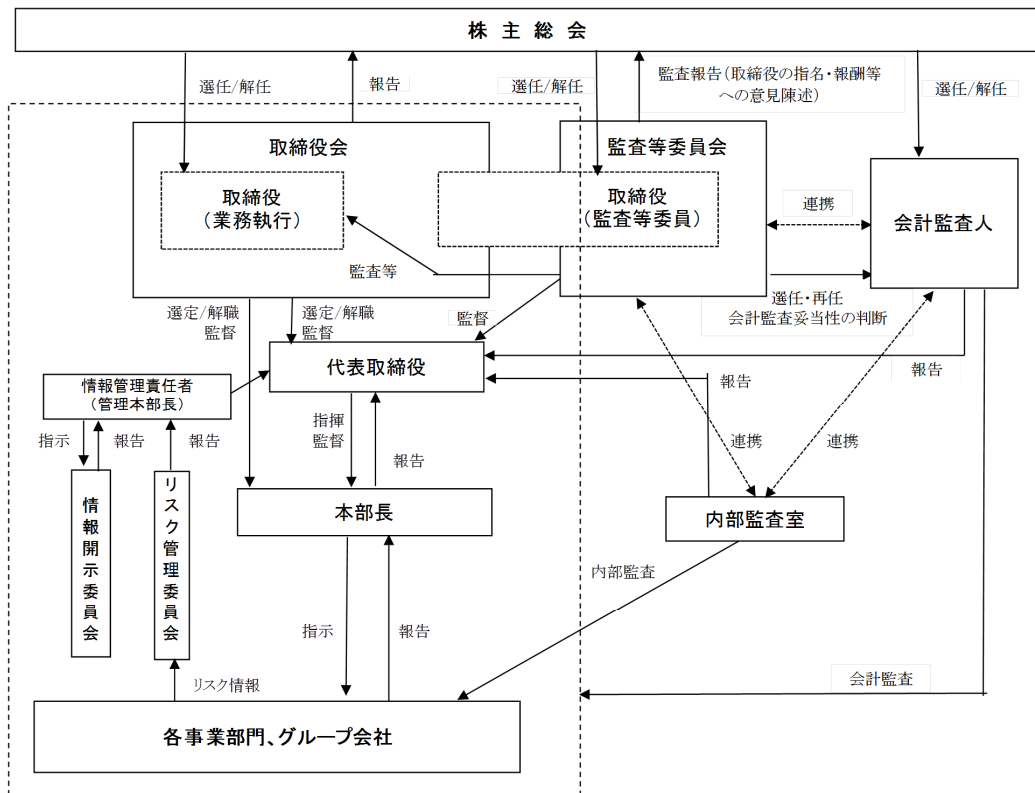
当社では、リスクの未然防止と危機発生時の被害の最小化及びその再発防止のため「リスク管理規程」を制定するとともにリスク管理委員会を設置し、管理本部長を責任者とするリスク管理体制を構築しております。また、危機発生時に対応すべくコンティンジェンシー・プランを制定するとともに取引先のBCP訓練に参加する等、危機対応力の強化に努めております。

コンプライアンス強化への取組みにつきましては、「コンプライアンス規程」を制定し、従業員一人ひとりが理解を深め確実に実践できるように「JPFグループ社員行動規範」及び「コンプライアンス・マニュアル（社員行動指針）」を全従業員に配布し、周知徹底を行っております。また、「内部通報規程」を制定し、違法行為等の芽を初期段階で摘み取る体制を構築しております。

④ 責任限定契約の内容の概況

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンスの状況等は次のとおりであります。



⑤ 取締役の定数

取締役（監査等委員であるものを除く。）は8名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款で定めております。

⑥ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

⑦ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項及びその理由

イ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。これは資本政策及び配当政策を機動的に行うことを目的とするものであります。

ロ 取締役の責任免除

当社は、業務執行を行う取締役が極度に守りに入ることなく、期待される役割を十分に発揮でき、今後もふさわしい人材を招聘できる環境を整えるため、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役であった者の損害賠償責任を、法令が定める額を限度として取締役会の決議によって免除することのできる旨を定款に定めております。取締役会で決議することができるとした理由は、議決権を有する監査等委員が代表取締役以下、業務執行取締役の業務執行全般に対する監督と利益相反の監督を担うことにより、取締役会の監督機能を十分に果たし得る体制であるためであります。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 11名 女性 一名 (役員のうち女性の比率 -%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長兼社長	土肥 雄治	1950年8月23日生	1974年4月 ㈱神戸製鋼所入社 1979年6月 当社取締役就任 1983年6月 当社常務取締役就任 1985年6月 当社代表取締役専務就任 1987年6月 当社代表取締役社長就任 1997年6月 当社代表取締役会長就任 2000年6月 当社代表取締役社長就任 2011年3月 当社代表取締役会長就任 2013年9月 当社取締役会長 2016年1月 当社代表取締役会長就任 2016年3月 当社代表取締役会長兼社長就任 (現任) <他の会社の代表状況> Japan Power Fastening Hong Kong Limited Director 蘇州強力五金有限公司 董事長	(※1)	1,504
専務取締役 管理本部長	海保 好秀	1958年11月18日生	1981年4月 ㈱池田銀行(現 ㈱池田泉州銀行)入 行 2008年7月 同行企画部部长 2010年5月 同行リスク統括部部长 2012年4月 当社経営企画室長 2013年4月 当社経営企画部長 2014年1月 当社執行役員経営企画部長兼システム 部長 2016年3月 当社取締役(常勤監査等委員)就任 2019年3月 当社専務取締役就任、管理本部長 (現任)	(※1)	8
常務取締役 兼生産本部購買部長 兼企画開発本部海外部長	熊谷 聡	1955年8月8日生	1979年4月 伊藤萬(株)入社 1991年7月 伊藤忠商事(株)入社 1996年4月 同社マニラ支店 2001年10月 伊藤忠丸紅鉄鋼(株) 転籍 2003年12月 伊藤忠丸紅鉄鋼貿易(北京)有限公司 出向 2008年1月 伊藤忠丸紅鉄鋼(株) 大阪特殊鋼ステン レス部 2016年10月 当社生産本部購買部長(現任) 2019年4月 当社海外部長(現任) 2020年3月 当社常務取締役就任(現任)	(※1)	-
取締役	古川 徳厚	1981年5月1日生	2007年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・ インク・ジャパン入社 2010年7月 アドバンテッジパートナーズ有限責任 事業組合(現㈱アドバンテッジパート ナーズ)入社 2014年12月 ㈱ピクセラ 取締役就任 2016年10月 ㈱エムピーキッチン 取締役就任(現 任) 2016年10月 J-FOODS HONG KONG LIMITED DIRECTOR 2018年1月 アドバンテッジアドバイザーズ(株) 出 向 2018年1月 同社 取締役/プリンシパル就任(現 任) 2019年6月 ㈱Eストアー 取締役就任(現任) 2019年10月 ㈱ひらまつ 取締役就任(現任) 2020年3月 当社取締役就任(現任)	(※1)	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	鈴木 雄斗	1983年9月23日生	2009年4月 東京電力(株)入社 2011年4月 ボストンコンサルティンググループ入社 2017年10月 同社 プリンシパル 2019年6月 (株)アドバンテッジパートナーズ入社、アドバンテッジアドバイザー(株)出向 同社 ディレクター (現任) 2020年3月 当社取締役就任 (現任)	(※1)	-
取締役 生産本部長 兼下館工場長	福島 寿和	1967年6月9日生	1992年4月 当社入社 2004年4月 当社生産本部 下館工場長 2008年5月 当社生産本部 豊岡工場長 2010年4月 当社生産本部 豊岡工場長兼技術部長 2011年4月 当社生産本部 豊岡工場長兼技術・開発部長 2012年4月 当社生産本部 豊岡工場長 2018年3月 当社取締役就任 (現任)、研究開発本部長 2019年9月 当社生産本部長 2019年10月 当社生産本部長兼下館工場長 (現任)	(※1)	6
取締役 企画開発本部長	長谷部 優	1966年1月26日生	1989年4月 サンコーテクノ(株)入社 2007年11月 当社入社 経営企画課配属 2009年4月 当社マーケティング・グループ長 2016年4月 当社営業企画課課長 2018年4月 当社商品開発担当部長 2019年3月 当社取締役就任 (現任)、商品開発担当 2019年4月 当社商品開発担当兼営業企画部長 2019年9月 当社企画開発本部長兼企画部長 2019年10月 当社企画開発本部長 (現任)	(※1)	1
取締役 営業本部長兼住建部長	安田 正利	1964年3月5日生	1986年4月 当社入社 2011年4月 当社営業本部 西部担当部長 2016年4月 当社生産本部 滋賀事業所長 2019年4月 当社営業本部 住建部 静岡事業所長 2020年1月 当社営業本部本部長代行兼住建部長 2020年2月 当社営業本部長兼住建部長 (現任) 2020年3月 当社取締役就任 (現任)	(※1)	15
取締役 (常勤監査等委員)	馬淵 一巳	1965年1月8日生	1987年4月 当社入社 2004年4月 当社経理部長 2008年4月 当社内部監査室長 2016年4月 当社管理本部副本部長 2017年4月 当社内部監査室長 2019年3月 当社取締役(常勤監査等委員) 就任 (現任)	(※2)	50
取締役 (監査等委員)	本郷 修	1950年7月2日生	1976年4月 弁護士登録 (大阪弁護士会) 1976年4月 原清法律事務所入所 1982年4月 原・本郷合同法律事務所 (現 本郷・藤原法律事務所) 設立 同所パートナー (現任) 2004年6月 当社監査役就任 2016年3月 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任)	(※2)	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等委員)	加藤 弘之	1956年12月 8 日生	1980年 4月 森川会計事務所入所 1992年10月 監査法人朝日新和会計社 (現 有限責任あずさ監査法人) 入社 1996年 4月 公認会計士登録 2006年 9月 加藤公認会計士事務所開設 (現任) エクジット(株)代表取締役 (現任) 2006年10月 税理士登録 2012年 8月 税理士法人エクジット代表社員 (現任) 2015年 6月 (株)ヒガシトゥエンティワン 社外取締役 2016年 3月 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任)	(※2)	-
計					1,585

(注) 1. 取締役 古川徳厚、鈴木雄斗の両氏及び取締役 (監査等委員) 本郷修、加藤弘之の両氏は、社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会の体制については次のとおりであります。

委員長 馬淵一巳、委員 本郷修、委員 加藤弘之

なお、馬淵一巳氏は、常勤の監査等委員であります。当社では、社内事情に精通した者を配置し、取締役会以外の重要な社内会議への出席等による情報収集や内部監査部門との緊密な連携を図ることにより、実効性のある監査・監督体制を確保するため、常勤の監査等委員を選定しております。

3. 任期につきましては次のとおりであります。

(※1) 2020年3月26日就任後、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

(※2) 2020年3月26日就任後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は、社外取締役 (監査等委員であるものを除く。) 2名、監査等委員である社外取締役2名であります。

社外取締役4名の選任理由並びに当社との関係は以下のとおりであります。

氏名	選任理由
古川 徳厚	同氏は、大手コンサルティング会社での経験に加え、複数の投資先の社外役員を務めてきた実績を有しており、当社経営への有効な助言・提言を行っていただけのもので判断しております。なお、同氏はアドバンテッジアドバイザーズ株式会社の取締役/プリンシパルであり、同社と当社との間で経営全般に対するアドバイスと経営支援を目的とした事業提携契約を締結するとともに、同社がサービスを提供するファンドに対して新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債を発行しております。
鈴木 雄斗	同氏は、大手コンサルティング会社での経験に加え、複数の投資先に対して事業改善を助言・指導してきた実績を有しており、当社経営への有効な助言・提言を行っていただけのもので判断しております。なお、同氏はアドバンテッジアドバイザーズ株式会社のディレクターであり、同社と当社との間で経営全般に対するアドバイスと経営支援を目的とした事業提携契約を締結するとともに、同社がサービスを提供するファンドに対して新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債を発行しております。
本郷 修	同氏は、経験豊富な弁護士であり、当社の監査等委員である取締役として中立性・客観性をもってその職務を適切に遂行していただいております。また、適法面並びにコンプライアンス面を中心に、独立の立場から当社の業務執行を監督していただいております。なお、同氏は本郷・藤原法律事務所のパートナーであり、同事務所と当社との間で法律顧問契約を締結しておりますが、当社の顧問弁護士は他の弁護士であり、十分な独立性を有していると判断しております。

氏名	選任理由
加藤 弘之	同氏は、経験豊富な公認会計士及び税理士であり、当社の監査等委員である取締役として税務・会計面を中心に、独立の立場から当社の業務執行を監督していただいております。なお、同氏は税理士法人エクジットの代表社員であり、同法人と当社との間で税務会計顧問契約を締結しておりますが、年間報酬額は僅少であり、十分な独立性を有していると判断しております。

なお、監査等委員である社外取締役2名は、いずれも当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」（下記参照）及び東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしているため、社外取締役としての独立性は確保されているものと判断し、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

＜社外役員の独立性に関する基準＞	
当社が指定する独立社外役員は以下の独立性基準を満たすものとする。	
1. 本人が、現在又は過去10年間に於いて、当社及び当社の子会社（以下、あわせて「当社グループ」という。）の業務執行者（※1）又はその他の使用人でないこと。	
2. 本人が、現在又は過去の3年間に於いて、以下に掲げる者に該当しないこと。	
①当社の業務執行者が役員に就任している、又は過去3年間に於いて役員に就任していた他の会社の業務執行者	
②当社の主要株主（※2）又は当該主要株主が法人である場合にはその業務執行者又はその他の使用人	
③当社が主要株主となっている会社の業務執行者又はその他の使用人	
④当社グループの主要な取引先（※3）の業務執行者又はその他の使用人	
⑤当社グループの会計監査人又はその社員等として当社グループの監査業務を担当している者	
⑥当社グループの主要な借入先（※4）の業務執行者又はその他の使用人	
⑦当社グループより役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている法律、会計、税務等の専門家その他コンサルタント等	
⑧当社グループより一定額を超える寄付金（※5）を受領している団体の業務を執行する者	
3. 本人の近親者（配偶者及び二親等内の親族）又は生計を一にする者が、以下に掲げる者（重要でない者を除く）に該当しないこと。	
①現在又は過去3年間における当社グループの業務執行者	
②現在、上記2①～⑧に該当する者	
4. 上記1～3の定めに関わらず、当社グループと利益相反関係が生じる特段の事由が存在しないこと。	
※1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、理事、その他これらに類する役職者（業務を執行する者）	
※2 主要株主とは、議決権保有割合10%以上の株主をいう。	
※3 主要な取引先とは、当該取引先の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを当社グループより受けた先もしくは、当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払いを行っている先をいう。	
※4 主要な借入先とは、当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先をいう。	
※5 一定額を超える寄付金とは、過去3事業年度のいずれかにおいて、年間1,000万円以上又は当該団体等の連結売上高もしくは総収入の10%以上の金額をいう。	

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役（監査等委員であるものを除く。）は、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社との事業提携契約に基づく経営全般の監督を行います。

監査等委員である社外取締役は、必要に応じてそれぞれ内部監査、監査等委員監査及び会計監査において適宜情報連絡や意見交換等を通じて連携を取り、監督又は監査の実効性を確保します。

当社の監査等委員会は、3名の内2名が社外取締役で構成されており、監査等委員監査につきましては、下記「(3) 監査の状況 ①監査等委員会監査の状況」に記載のとおりであります。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、独立した社外取締役2名を含む3名の監査等委員である取締役によって構成され、委員会で定めた監査方針、監査計画等に基づき監査を実施しております。具体的には、内部監査室から定期的に内部監査の実施状況の報告を受けるとともに、代表取締役をはじめ業務執行を担う取締役や会計監査人と意見交換を実施しております。また、常勤の監査等委員が本部長会やリスク管理委員会等の重要な会議に出席するほか、内部監査部門と連携して工場・事業所等への往査を実施しております。

なお、監査等委員 加藤弘之氏は、公認会計士及び税理士として長年に亘り財務、税務及び会計業務に従事した経験を有し、財務、税務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 内部監査の状況

当社グループの内部監査は、業務執行部門から独立した内部監査室（1名）が実施しております。内部監査室は、監査等委員会や会計監査人、グループ会社の管理部門と連携を執りながらグループ全体の業務監査と内部統制の評価を実施しており、その評価結果は取締役会及び監査等委員会に定期的に報告する体制となっております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

SCS国際有限責任監査法人

b. 業務を執行した公認会計士

牧辰人

安藤裕司

（注）継続監査年数については、業務執行社員の全員が7年以内であるため記載を省略しております。

c. 監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者は監査法人の選定基準に基づき決定されており、監査業務に係る補助者の構成は公認会計士5名及びその他1名となっております。

d. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定をするにあたって考慮するものとしては、品質管理体制、独立性、専門性及び報酬水準の妥当性等であり、それらを総合的に勘案して選定することとしております。

なお、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針は次のとおりであります。

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会が監査等委員全員の同意により会計監査人を解任する方針であります。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定することとします。

e. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視・検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告・説明を受けております。

f. 監査法人の異動

該当事項はありません。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	23,000	—	23,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	23,000	—	23,000	—

b. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

当社の連結子会社であるJapan Power Fastening Hong Kong Limited及び蘇州強力五金有限公司は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているSCSのメンバーファームに対して、監査証明業務及び非監査業務に基づく報酬2,496千円を支払っております。

（当連結会計年度）

当社の連結子会社であるJapan Power Fastening Hong Kong Limited及び蘇州強力五金有限公司は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているSCSのメンバーファームに対して、監査証明業務及び非監査業務に基づく報酬2,318千円を支払っております。

c. 監査報酬の決定方針

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬について、監査日数、監査内容等を総合的に勘案し、監査等委員会の同意を得て決定しております。

d. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は特に定めておりません。

役員の固定報酬は、株主総会で決定した報酬総額の限度内において、役員規定内規の報酬基準に基づき、業務執行を行う取締役については、取締役会の受任のもと、代表取締役社長が会社の業績及び各取締役の業績評価等を勘案して決定しておりますが、取締役会の決議に先立ち独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会に意見を聴取する機会を設けております。監査等委員である取締役については、監査等委員の協議で決定しております。

2016年3月29日開催の第53期定時株主総会決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額を年額150百万円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額50百万円以内としております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く。） （社外取締役を除く。）	40,710	40,710	—	—	8
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	11,850	11,850	—	—	2
社外取締役	7,200	7,200	—	—	2

（注） 1. 取締役（監査等委員を除く。）には、2019年3月28日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって退任しました取締役2名を含んでおります。

2. 取締役（監査等委員）（社外取締役を除く。）には、2019年3月28日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって退任しました取締役1名を含んでおります。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

使用人分の給与等の額に重要性が無いため、記載していません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、その投資株式が専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的としているものを純投資目的である株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である株式としています。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引先との良好な関係を構築し事業の円滑な推進を図るため、取引先の株式を保有することがあります。取得・保有の適否については、取引関係の強化等当社事業への寄与度や資産効率の観点、決算に与える影響等を総合的に勘案して判断しており、保有の意義が認められないと判断した株式については、相手先企業の理解を得た上で売却を進めてまいります。

なお、個々の銘柄についての保有・売却状況ならびに方針（継続保有、売却等）については定期的に（年1回）取締役会に報告し審議しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	7	27,939
非上場株式以外の株式	2	105,826

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (千円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	3	3,980

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
㈱池田泉州ホールディングス	401,590	401,590	取引関係の維持・強化のため	無 (注3)
	83,530	120,477		
㈱滋賀銀行	8,000	8,000	取引関係の維持・強化のため	有
	22,296	20,584		
モリテックスチール ㈱	—	8,000	取引関係の維持・強化のため	有
	—	3,224		
㈱関西みらいフィナンシャルグループ	—	1,320	地元企業との関係維持のため	無
	—	1,037		
三晃金属工業㈱	—	100	取引関係の維持・強化のため	無
	—	274		

(注) 1. 「—」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

2. 定量的な保有効果は記載が困難であるため記載しておりません。保有の合理性は、保有する上での中長期的な経済合理性や取引先との総合的な関係の維持・強化の視点から検証しております。

3. 株式会社池田泉州ホールディングスは当社株式を保有しておりませんが、同社子会社である株式会社池田泉州銀行は当社株式を保有しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）の財務諸表について、SCS国際有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人との連携、各種セミナー等への参加、会計・税務関係の出版物の購読等を実施しております。また、ディスクロージャー専門会社と契約し、最新の会計基準及び開示情報を入手するとともに開示書類の事前チェックサービスを利用し、開示の適正性を確保しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	798,708	523,767
受取手形及び売掛金	※3 1,699,645	※3 1,582,347
電子記録債権	※3 584,050	※1,※3 615,852
商品及び製品	1,125,595	1,441,258
仕掛品	362,675	311,623
原材料及び貯蔵品	585,853	557,445
その他	101,852	86,600
貸倒引当金	△219	△239
流動資産合計	5,258,163	5,118,656
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※1 2,846,175	※1 2,906,981
減価償却累計額	△1,974,041	△2,027,205
建物及び構築物 (純額)	872,133	879,775
機械装置及び運搬具	3,433,538	3,291,406
減価償却累計額	△2,853,407	△2,893,229
機械装置及び運搬具 (純額)	580,130	398,176
工具、器具及び備品	406,111	409,917
減価償却累計額	△342,063	△362,526
工具、器具及び備品 (純額)	64,048	47,390
土地	※1,※2 1,090,077	※1,※2 1,055,778
リース資産	20,652	20,652
減価償却累計額	△12,475	△16,605
リース資産 (純額)	8,176	4,046
建設仮勘定	55,450	64,094
有形固定資産合計	2,670,017	2,449,262
無形固定資産	84,071	80,072
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 292,721	※1 292,044
その他	343,319	290,756
貸倒引当金	△6,261	△8,757
投資その他の資産合計	629,779	574,042
固定資産合計	3,383,867	3,103,377
資産合計	8,642,031	8,222,034

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	791,799	837,123
電子記録債務	681,250	649,648
短期借入金	※1 1,123,620	※1 2,173,020
1年内返済予定の長期借入金	※1 820,665	※1 697,285
リース債務	31,860	31,873
未払法人税等	22,475	23,964
関係会社整理損失引当金	—	118,927
賞与引当金	424	422
その他	391,002	392,191
流動負債合計	3,863,097	4,924,455
固定負債		
新株予約権付社債	—	549,976
長期借入金	※1 1,532,678	※1 921,493
リース債務	62,076	28,558
繰延税金負債	37,388	59,329
退職給付に係る負債	8,950	3,030
その他	45,714	37,665
固定負債合計	1,686,807	1,600,052
負債合計	5,549,905	6,524,508
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,550,000	2,550,000
資本剰余金	1,528,007	1,528,007
利益剰余金	△710,549	△2,314,044
自己株式	△412,259	△412,264
株主資本合計	2,955,197	1,351,697
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△72,755	56,096
土地再評価差額金	※2 △221,272	※2 △126,782
為替換算調整勘定	430,955	413,763
その他の包括利益累計額合計	136,927	343,078
新株予約権	—	2,749
純資産合計	3,092,125	1,697,525
負債純資産合計	8,642,031	8,222,034

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
売上高	7,400,640	7,093,825
売上原価	※1,※3 5,861,835	※1,※3 5,609,885
売上総利益	1,538,805	1,483,939
販売費及び一般管理費	※2,※3 1,704,007	※2,※3 1,757,583
営業損失(△)	△165,202	△273,643
営業外収益		
受取利息	1,760	1,710
受取配当金	11,808	10,262
補助金収入	—	3,170
売電収入	4,379	2,908
その他	18,176	8,837
営業外収益合計	36,123	26,888
営業外費用		
支払利息	36,305	41,128
社債利息	—	1,958
社債発行費	—	21,152
減価償却費	11,809	11,739
為替差損	59,718	26,174
その他	12,115	12,611
営業外費用合計	119,948	114,764
経常損失(△)	△249,026	△361,519
特別利益		
固定資産売却益	—	※4 33,097
子会社株式売却益	77,817	—
特別利益合計	77,817	33,097
特別損失		
特別退職金	—	※5 557,977
減損損失	※6 53,697	※6 278,607
投資有価証券評価損	—	149,391
関係会社整理損失引当金繰入額	—	※7 120,000
事業再編損	※8 141,927	※8 50,298
その他	—	2,528
特別損失合計	195,625	1,158,803
税金等調整前当期純損失(△)	△366,835	△1,487,226
法人税、住民税及び事業税	18,558	16,626
法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額	14,430	—
法人税等調整額	△69,554	5,152
法人税等合計	△36,566	21,778
当期純損失(△)	△330,269	△1,509,004
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△330,269	△1,509,004

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
当期純損失(△)	△330,269	△1,509,004
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△73,472	128,851
為替換算調整勘定	△99,273	△17,191
その他の包括利益合計	※1 △172,745	※1 111,660
包括利益	△503,014	△1,397,344
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△503,014	△1,397,344
非支配株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,550,000	1,528,007	△552,254	△412,230	3,113,521
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△81,127	—	△81,127
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	△330,269	—	△330,269
自己株式の取得	—	—	—	△28	△28
連結子会社株式の売却による持分の増減	—	—	△2,134	—	△2,134
土地再評価差額金の取崩	—	—	255,236	—	255,236
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△158,294	△28	△158,323
当期末残高	2,550,000	1,528,007	△710,549	△412,259	2,955,197

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	716	33,964	530,228	564,909	3,678,431
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△81,127
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	—	—	△330,269
自己株式の取得	—	—	—	—	△28
連結子会社株式の売却による持分の増減	—	—	—	—	△2,134
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	255,236
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△73,472	△255,236	△99,273	△427,981	△427,981
当期変動額合計	△73,472	△255,236	△99,273	△427,981	△586,305
当期末残高	△72,755	△221,272	430,955	136,927	3,092,125

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,550,000	1,528,007	△710,549	△412,259	2,955,197
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	—
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	△1,509,004	—	△1,509,004
自己株式の取得	—	—	—	△5	△5
土地再評価差額金の取崩	—	—	△94,490	—	△94,490
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△1,603,494	△5	△1,603,500
当期末残高	2,550,000	1,528,007	△2,314,044	△412,264	1,351,697

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△72,755	△221,272	430,955	136,927	—	3,092,125
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	—	—	—	△1,509,004
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△5
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	△94,490
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	128,851	94,490	△17,191	206,150	2,749	208,900
当期変動額合計	128,851	94,490	△17,191	206,150	2,749	△1,394,599
当期末残高	56,096	△126,782	413,763	343,078	2,749	1,697,525

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△366,835	△1,487,226
減価償却費	241,605	203,594
減損損失	53,697	278,607
事業再編損	141,927	50,298
関係会社整理損失引当金の増減額 (△は減少)	—	120,000
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△3,048	2,515
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△2,460	△5,920
受取利息及び受取配当金	△13,568	△11,972
支払利息	36,305	41,128
社債利息	—	1,958
社債発行費	—	21,152
特別退職金	—	557,977
為替差損益 (△は益)	52,226	37,364
投資有価証券評価損益 (△は益)	—	149,391
子会社株式売却損益 (△は益)	△77,817	—
有形固定資産売却損益 (△は益)	△186	△31,554
有形固定資産除却損	3,962	143
売上債権の増減額 (△は増加)	416,046	80,721
たな卸資産の増減額 (△は増加)	12,670	△251,671
仕入債務の増減額 (△は減少)	93,489	17,829
未払消費税等の増減額 (△は減少)	15,635	△57,552
その他	38,974	66,833
小計	642,625	△216,379
利息及び配当金の受取額	13,463	11,972
利息の支払額	△36,720	△39,099
事業再編による支出	△24,194	△41,603
法人税等の支払額	△40,127	△14,830
特別退職金の支払額	—	△557,977
営業活動によるキャッシュ・フロー	555,046	△857,918
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の売却による収入	1,734	3,980
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	△2,656	—
有形固定資産の取得による支出	△484,696	△263,162
有形固定資産の売却による収入	475,000	36,000
無形固定資産の取得による支出	—	△924
会員権の売却による収入	1,689	—
差入保証金の差入による支出	△17,741	△368
その他	659	△708
投資活動によるキャッシュ・フロー	△26,009	△225,182

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△539,920	1,049,400
長期借入れによる収入	1,050,000	100,000
長期借入金の返済による支出	△1,012,108	△834,565
新株予約権付社債の発行による収入	—	528,823
新株予約権の発行による収入	—	2,749
自己株式の取得による支出	△28	△5
配当金の支払額	△81,127	—
リース債務の返済による支出	△20,576	△31,368
セール・アンド・リースバックによる収入	90,286	—
割賦債務の返済による支出	△7,187	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△520,661	815,034
現金及び現金同等物に係る換算差額	△4,942	△6,875
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	3,432	△274,941
現金及び現金同等物の期首残高	795,276	798,708
現金及び現金同等物の期末残高	※1 798,708	※1 523,767

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……………2社

連結子会社の名称

Japan Power Fastening Hong Kong Limited

蘇州強力五金有限公司

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

イ. 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ. 時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産

先入先出法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～50年

機械装置及び運搬具 2～10年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

当社及び在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

当社は以下の方法によっております。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るもの

自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るもの

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社は売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

在外連結子会社については個別判定による貸倒見積相当額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び在外連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 関係会社整理損失引当金

当社及び在外連結子会社は関係会社の事業整理等に伴い、将来負担することとなる損失の発生に備えるため、債権に対する回収不能見込額も含めた当該損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

なお、確定給付型の制度として退職一時金制度及び適格退職年金制度を設けておりましたが、2005年4月に退職給付制度の一部を確定拠出年金制度へ移行し、また、2010年12月に一部の経過措置対象者を除き、その全部を確定拠出年金制度へ移行しております。本移行においては退職一時金を確定拠出年金へ移管していないため、移行時の在籍従業員に対する退職一時金に係る退職給付に係る債務を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は「純資産の部」における「為替換算調整勘定」に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象……外貨建輸入予定取引、借入金

③ ヘッジ方針

取締役会の決議を経て、為替及び金利の変動リスクを回避するためにヘッジを行っております。なお、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的のために単独でデリバティブ取引を行うことはありません。

④ ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップについては、ヘッジ対象の予定取引に関する重要な条件が同一であり、為替変動による相関関係は確保されているのでヘッジの有効性の判定は省略しております。

金利スワップについては、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金及び取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式により処理しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものであります。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、流動資産の「繰延税金資産」に表示していた6,653千円は、投資その他の資産の「その他」として組み替えております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(連結損益計算書)

1. 前連結会計年度において区分掲記しておりました営業外収益の「受取保険金」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、営業外収益の「受取保険金」に表示していた7,067千円は、「その他」として組み替えております。

2. 前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めておりました「減価償却費」は当連結会計年度において営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、営業外費用の「その他」に表示していた23,924千円は、「減価償却費」11,809千円及び「その他」12,115千円として組み替えております。

(追加情報)

(財務制限条項)

新株予約権付社債549,976千円について財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、当社は引受先の要求に基づき、社債を一括償還する可能性があります。当該条項の主な内容は以下のとおりであります。

- (1) 当社の各事業年度に係る単体又は連結の半期の損益計算書に記載される営業損益が2連続して損失となった場合
- (2) 当社の各事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合

(連結貸借対照表関係)

※1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
電子記録債権	一千円	121,971千円
建物及び構築物	356,079	361,729
土地	711,976	711,976
投資有価証券	190,009	195,922
合計	1,258,064	1,391,599

(2) 上記に対する債務

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
短期借入金	52,710千円	158,517千円
長期借入金(1年内返済予定を含む)	827,185	658,870
合計	879,895	817,387

※2. 土地の再評価

2000年3月31日付で「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき事業用の土地の再評価を行い、「再評価に係る繰延税金負債」を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

その再評価の方法については、「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法」に規定する土地の価額を算出する方法と同様の方法を採用しております。

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と 再評価後の帳簿価額との差額	△268,955千円	△249,481千円

※3. 連結会計年度末日満期手形等

連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、当連結会計年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当該手形等の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
受取手形	24,498千円	20,168千円
電子記録債権	4,642	8,668
合計	29,141	28,836

(連結損益計算書関係)

※1. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額が次のとおり含まれております。

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
売上原価	49,808千円	42,753千円

※2. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
給与手当及び賞与	691,338千円	695,597千円
賞与引当金繰入額	423	418
荷具・運賃	235,506	254,295

※3. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
研究開発費の総額	41,266千円	49,996千円

※4. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
機械及び装置	－千円	33,097千円

※5. 特別退職金

中国事業撤退の方針決定により当社の連結子会社において整理解雇を行った従業員に対する経済補償金であります。

※6. 減損損失

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

場所	用途	種類	減損損失
滋賀県野洲市	建築用ファスナー及びツール関連事業(事業用資産)	土地及び建物等	47,494千円
兵庫県豊岡市	遊休(旧保養所)	土地	2,512千円
—	遊休	電話加入権	3,690千円

(経緯)

上記の資産の内、事業用資産の土地及び建物については、2018年8月24日に公表いたしました当社滋賀事業所の土地及び建物の売却の決議に伴い、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、売却価額及び売却に関わる費用をもとに回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

また、旧保養所の土地においては、遊休状態であり地価が下落しており、電話加入権においては、遊休状態であり時価が帳簿価額に対して著しく下落しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(グルーピングの方法)

資産のグルーピングは事業区分ごとに行っており、遊休資産については個別物件単位で行っております。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は正味売却価額により測定しております。遊休の土地の正味売却価額については重要性が乏しいため、固定資産税評価額等に基づき評価しており、事業用の土地及び建物に係る回収可能価額は、契約に基づく正味売却価額により算定しております。

また、電話加入権については処分見込価額に基づき評価しております。

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

場所	用途	種類	減損損失
中華人民共和国 江蘇省太倉市	生産設備等	機械装置等	176,649千円
滋賀県野洲市	その他事業 (貸貸用資産)	土地及び建物等	75,980千円
中華人民共和国 江蘇省太倉市	遊休 (投資用不動産)	投資不動産	25,977千円

(経緯)

上記の資産の内、中国の生産設備等については、2019年12月20日に公表いたしました中国事業撤退の方針決定に伴い、生産終了を前提とした固定資産の減損損失金額であります。滋賀県野洲市の貸貸用資産については、2019年12月13日に公表いたしました当社の土地及び建物の売却の決議に伴い、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、売却価額及び売却に関わる費用をもとに回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。中国の投資用不動産については、中国現地法人での不動産の売買契約を締結したことから「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、売却価額及び売却に関わる費用をもとに回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(グルーピングの方法)

資産のグルーピングは事業区分ごとに行っており、遊休資産については個別物件単位で行っております。

(回収可能価額の算定方法等)

中国における生産設備等の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、その価額は売却見込価額により算定しております。また、滋賀県野洲市の貸貸用の土地及び建物等に係る回収可能価額及び中国の投資用不動産に係る回収可能価額は、契約に基づく正味売却価額により算定しております。

※7. 関係会社整理損失引当金繰入額

当社は、2019年12月20日開催の取締役会において、当社の中国連結子会社である蘇州強力五金有限公司が営む中国事業から全面撤退する方針を決議しており、それに伴い、将来負担することとなる損失の発生に備えるため、債権に対する回収不能見込額も含めた当該損失見込額を関係会社整理損失引当金繰入額として計上しております。

※8. 事業再編損

前連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

当社において物流体制の再構築を行ったことにより発生した費用を特別損失として計上し、連結子会社においては、業績回復に向けて、表面処理子会社の売却とそれに伴う取引先の見直しを行った結果、前渡金の評価損等を特別損失として計上したものであります。

なお、事業再編損の内訳については、次のとおりであり、その主な要因は、前渡金の評価損、滋賀事業所の売却に伴う固定資産の除却移動費用、在庫の移動費用等であります。

前渡金の評価損等	110,343千円
滋賀事業所売却及び事業再編による損失	28,982
太陽光発電パネル組立事業終了による損失	2,602
合計	141,927

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

当社は、業績回復に向けて、連結子会社も含めた事業の再構築を進めており、それに係る費用を事業再編損として特別損失に計上したものであります。その内訳については、次のとおりであります。

物流体制の再編及び業務プロセスの改善等に係る費用	36,762千円
中国事業再編に伴うアドバイザー費用及び未収入金の評価損	13,536
合計	50,298

（連結包括利益計算書関係）

※1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△73,472千円	3,449千円
組替調整額	—	148,845
税効果調整前	△73,472	152,294
税効果額	—	△23,442
その他有価証券評価差額金	△73,472	128,851
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△99,273	△17,191
その他の包括利益合計	△172,745	111,660

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度増加 株式数(千株)	当連結会計年度減少 株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	18,688	—	—	18,688
合計	18,688	—	—	18,688
自己株式				
普通株式(注)	2,463	0	—	2,463
合計	2,463	0	—	2,463

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加(160株)であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年3月28日 定時株主総会	普通株式	81,127	5	2017年12月31日	2018年3月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
当連結会計年度の期末配当は無配につき、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度増加 株式数(千株)	当連結会計年度減少 株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	18,688	—	—	18,688
合計	18,688	—	—	18,688
自己株式				
普通株式(注)	2,463	0	—	2,463
合計	2,463	0	—	2,463

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加(35株)であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	2019年新株予約権(注)	普通株式	—	3,819,400	—	3,819,400	2,749
	合計	—	—	3,819,400	—	3,819,400	2,749

(注) 2019年新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
当連結会計年度の期末配当は無配につき、該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
現金及び預金勘定	798,708千円	523,767千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	798,708	523,767

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

建築用ファスナー及びツール関連事業における生産設備(機械装置及び運搬具)であります。

②リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

主として建築用ファスナー及びツール関連事業における生産設備(機械装置及び運搬具)及び全社管理部門におけるコンピュータ機器(工具、器具及び備品)であります。

②リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
1年内	41,570	48,581
1年超	193,673	156,739
合計	235,244	205,320

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を主に銀行借入により調達しております。デリバティブ取引については、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が経営者に報告されております。

関係会社に対して金銭の貸付を行っており、貸付の際は社内の権限規程により決裁を得ており、定期的に回収状況を確認しております。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係わる資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は金利変動リスクに晒されております。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

なお、これらの為替の変動リスクに対して為替予約を利用してヘッジする場合があります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、定期的に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建の輸入予定取引について、将来の取引市場での為替相場の変動リスクを回避する目的で利用しております。また、金利関連では借入金の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

当社グループの通貨スワップ取引は為替相場の変動によるリスクを、金利スワップ取引は市場金利の変動によるリスクを有しております。なお、デリバティブ取引の契約先は信用度の高い国内の銀行であり、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと判断しております。

重要なデリバティブ取引の実行については、当社の取締役会の承認を受けております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に関する市場リスクを示すものではありません。

(4) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち25.8%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（2018年12月31日）

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	798,708	798,708	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,699,645		
貸倒引当金(※1)	△154		
	1,699,490	1,699,490	—
(3) 電子記録債権	584,050		
貸倒引当金(※2)	△58		
	583,992	583,992	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	145,597	145,597	—
関係会社株式	87,615	87,615	—
資産計	3,315,404	3,315,404	—
(5) 支払手形及び買掛金	791,799	791,799	—
(6) 電子記録債務	681,250	681,250	—
(7) 短期借入金	1,123,620	1,123,620	—
(8) 未払法人税等	22,475	22,475	—
(9) 長期借入金(※3)	2,353,343	2,352,134	△1,208
(10) リース債務(※3)	93,936	90,412	△3,524
負債計	5,066,425	5,061,691	△4,733
(11) デリバティブ取引	—	—	—

(※1) 受取手形及び売掛金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) 電子記録債権に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(※3) 長期借入金及びリース債務には、1年内返済予定の金額を含めております。

当連結会計年度（2019年12月31日）

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	523,767	523,767	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(※1)	1,582,347 △144		
	1,582,203	1,582,203	—
(3) 電子記録債権 貸倒引当金(※2)	615,852 △61		
	615,791	615,791	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券 関係会社株式	105,826 127,102	105,826 127,102	— —
資産計	2,954,691	2,954,691	—
(5) 支払手形及び買掛金	837,123	837,123	—
(6) 電子記録債務	649,648	649,648	—
(7) 短期借入金	2,173,020	2,173,020	—
(8) 未払法人税等	23,964	23,964	—
(9) 新株予約権付社債	549,976	544,862	△5,113
(10) 長期借入金(※3)	1,618,778	1,618,741	△36
(11) リース債務(※3)	60,431	59,247	△1,184
負債計	5,912,942	5,906,606	△6,335
(12) デリバティブ取引	—	—	—

(※1)受取手形及び売掛金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2)電子記録債権に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(※3)長期借入金及びリース債務には、1年内返済予定の金額を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に対応する貸倒引当金を控除しております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については取引所の価格等によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 新株予約権付社債、(10) 長期借入金、(11) リース債務

これらの時価については元利金の合計額を同様の社債の発行又は新規借入、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
非上場株式	59,509	59,114

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2018年12月31日）

	1年以内(千円)	1年超5年以内 (千円)
現金及び預金	798,708	—
受取手形及び売掛金	1,699,645	—
電子記録債権	584,050	—
合計	3,082,404	—

当連結会計年度（2019年12月31日）

	1年以内(千円)	1年超5年以内 (千円)
現金及び預金	523,767	—
受取手形及び売掛金	1,582,347	—
電子記録債権	615,852	—
合計	2,721,967	—

4. 短期借入金、長期借入金、新株予約権付社債及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2018年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,123,620	—	—	—	—	—
長期借入金	820,665	663,925	498,598	280,307	89,848	—
リース債務	31,860	32,705	29,370	—	—	—
合計	1,976,145	696,630	527,968	280,307	89,848	—

当連結会計年度（2019年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	2,173,020	—	—	—	—	—
長期借入金	697,285	531,958	299,687	89,848	—	—
新株予約権付社債	—	—	—	—	549,976	—
リース債務	31,873	28,558	—	—	—	—
合計	2,902,178	560,516	299,687	89,848	549,976	—

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2018年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	111,697	74,234	37,463
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	111,697	74,234	37,463
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	121,514	234,229	△112,714
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	121,514	234,229	△112,714
合計		233,212	308,463	△75,251

当連結会計年度 (2019年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	149,398	72,789	76,608
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	149,398	72,789	76,608
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	83,530	83,530	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	83,530	83,530	—
合計		232,929	156,320	76,608

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	3,980	889	343
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	3,980	889	343

3. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、投資有価証券について149,391千円 (その他有価証券の株式149,391千円) の減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。また、時価を把握することが極めて困難と認められる投資有価証券の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価額が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、回収可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

該当事項はありません。

(2) 金利関連

前連結会計年度 (2018年12月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 受取固定・支払変動	長期借入金	290,800	199,000	(注)
合計			290,800	199,000	—

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度 (2019年12月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 受取固定・支払変動	長期借入金	199,000	118,600	(注)
合計			199,000	118,600	—

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度及び第10期（1974年4月期）より適格退職年金制度（退職一時金制度の一部を移行）を設けておりましたが、2005年4月に退職給付制度の一部を確定拠出年金制度へ移行し、また、2010年12月に一部の経過措置対象者を除き、その全部を確定拠出年金制度へ移行しております。

なお、従業員の退職等に際しては、割増退職金を支払う場合があります。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	11,411千円	8,950千円
退職給付の支払額	△2,460	△5,920
退職給付に係る負債の期末残高	8,950	3,030

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
非積立型制度の退職給付債務	8,950千円	3,030千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,950	3,030
退職給付に係る負債	8,950千円	3,030千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,950	3,030

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度48,162千円、当連結会計年度46,426千円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当連結会計年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金 (注) 2	288,282千円	434,219千円
関係会社整理損失引当金	—	284,831
減損損失	24,285	99,408
たな卸資産評価損	38,876	58,438
投資有価証券評価損	8,147	53,861
減価償却費	19,569	19,046
会員権評価損	10,577	11,562
長期未払金	13,120	10,810
未払事業税	4,734	4,641
貸倒引当金	3,006	2,772
その他	11,089	9,668
繰延税金資産小計	421,689	989,263
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	—	△434,219
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	—	△552,075
評価性引当額 (注) 1	△412,928	△986,295
繰延税金資産合計	8,761	2,968
繰延税金負債		
圧縮積立金	△37,849千円	△37,849千円
その他有価証券評価差額金	—	△23,442
在外連結子会社の留保利益	△1,647	△1,006
繰延税金負債合計	△39,496	△62,297
繰延税金資産及び負債 (△) の純額	△30,735	△59,329

(注) 1. 評価性引当額の主な変動は、当連結会計年度において関係会社整理損失引当金繰入額の計上、減損損失の計上、並びに繰越欠損金の増加に伴い、評価性引当額が増加したことです。

(注) 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度 (2019年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(※)	52,166	54,345	9,276	65,502	178,621	74,307	434,219
評価性引当額	△52,166	△54,345	△9,276	△65,502	△178,621	△74,307	△434,219
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度において、税金等調整前当期純損失であるため記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社事務所、営業所及び倉庫の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
期首残高	17,580千円	18,780千円
賃貸借契約の締結等に伴う増加額	1,200	3,500
期末残高	18,780	22,280

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主にねじ、ナット、金具等の建築用ファスナー及びそれらを締結するツール（工具）を製造販売する事業と自動車及び家電向けの部品を製造販売する事業を行っており、「建築用ファスナー及びツール関連事業」及び「自動車・家電等部品関連事業」を報告セグメントとしております。

「建築用ファスナー及びツール関連事業」は、ねじ、ナット、金具及びツール等の製造販売のほか、太陽光発電パネル組立を行っております。なお、太陽光発電パネル組立につきましては、2018年11月をもって事業撤退いたしました。

「自動車・家電等部品関連事業」は、中国にて自動車及び家電向けの部品を製造販売しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。また、報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント		その他事業 (注) 1	合計	調整額 (注) 2、4	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	建築用ファスナー及びツール 関連事業	自動車・家電等 部品関連事業				
売上高						
外部顧客への売上高	6,789,378	600,349	10,913	7,400,640	—	7,400,640
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	—	—	—	—	—	—
計	6,789,378	600,349	10,913	7,400,640	—	7,400,640
セグメント利益又は 損失(△)	△106,400	33,079	5,290	△68,029	△97,172	△165,202
セグメント資産	6,537,075	757,905	195,325	7,490,306	1,151,724	8,642,031
その他の項目						
減価償却費	192,299	39,798	3,627	235,725	5,880	241,605
有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額	441,268	42,608	—	483,877	304	484,181

(注) 1. 「その他事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失(△)の調整額は各報告セグメントには配賦していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない提出会社の一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

4. セグメント資産の調整額及び減価償却費並びに有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は各報告セグメントには配賦していない全社資産及びそれらに対する減価償却費であり、全社資産の主なものは提出会社本社での余資運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント		その他事業 (注) 1	合計	調整額 (注) 2、4	連結財務諸表 計上額 (注) 3
	建築用ファスナ ー及びツール 関連事業	自動車・家電等 部品関連事業				
売上高						
外部顧客への売上高	6,661,854	421,450	10,520	7,093,825	—	7,093,825
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	—	—	—	—	—	—
計	6,661,854	421,450	10,520	7,093,825	—	7,093,825
セグメント利益又は 損失(△)	△182,560	6,699	5,105	△170,755	△102,888	△273,643
セグメント資産	6,839,824	463,301	120,569	7,423,695	798,338	8,222,034
その他の項目						
減価償却費	170,848	24,376	3,725	198,949	4,645	203,594
有形固定資産及 び無形固定資産 の増加額	253,362	8,516	—	261,878	650	262,528

- (注) 1. 「その他事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸事業を含んでおります。
2. セグメント利益又は損失(△)の調整額は各報告セグメントには配賦していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない提出会社の一般管理費であります。
3. セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。
4. セグメント資産の調整額及び減価償却費並びに有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は各報告セグメントには配賦していない全社資産及びそれらに対する減価償却費であり、全社資産の主なものは提出会社本社での余資運用資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券）及び管理部門に係る資産等であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	中国	合計
1,960,862	709,154	2,670,017

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
積水ハウス(株)	2,190,888	建築用ファスナー及びツール関連事業

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	中国	合計
1,995,765	453,496	2,449,262

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
積水ハウス(株)	2,288,578	建築用ファスナー及びツール関連事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	建築用ファスナー 及びツール関連事業	自動車・家電等 部品関連事業	その他事業	全社・消去	合計
減損損失	50,006	-	-	3,690	53,697

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	建築用ファスナー 及びツール関連事業	自動車・家電等 部品関連事業	その他事業	全社・消去	合計
減損損失	169,097	33,529	75,980	-	278,607

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社及び主要株主	積水ハウス㈱	大阪市北区	202,591,209	セキスイハウスの設計、請負及びその関連事業、不動産の売買及び賃貸借の仲介及び代理他	（被所有） 直接 23.9	当社製品の販売	建築用ファスナー及びツール関連事業向け当社製品の販売	2,190,888	受取手形及び売掛金	230,201
									電子記録債権	340,603
							受取配当金	4,255	—	—

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
その他の関係会社及び主要株主	積水ハウス㈱	大阪市北区	202,591,209	セキスイハウスの設計、請負及びその関連事業、不動産の売買及び賃貸借の仲介及び代理他	（被所有） 直接 23.9	当社製品の販売	建築用ファスナー及びツール関連事業向け当社製品の販売	2,288,578	受取手形及び売掛金	211,526
									電子記録債権	355,405
							受取配当金	4,339	—	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 製商品の販売の取引条件につきましては、総原価及び市場価格を勘案して個別に協議のうえ決定しております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自2018年1月1日 至2018年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自2019年1月1日 至2019年12月31日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり純資産額	190.57円	104.45円
1株当たり当期純損失金額(△)	△20.36円	△93.00円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、前連結会計年度については潜在株式が存在しないため、記載しておりません。また、当連結会計年度については潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2018年12月31日)	当連結会計年度末 (2019年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	3,092,125	1,697,525
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	—	2,749
(うち新株予約権(千円))	(—)	(2,749)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	3,092,125	1,694,775
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末 の普通株式の数(千株)	16,225	16,225

3. 1株当たり当期純損失金額(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当連結会計年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり当期純損失金額(△)		
親会社株主に帰属する当期純損失金額(△) (千円)	△330,269	△1,509,004
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
親会社株主に帰属する当期純損失金額(△) (千円)	△330,269	△1,509,004
普通株式の期中平均株式数(千株)	16,225	16,225
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要	—	第1回新株予約権(新株予約権 の数38,194個(普通株式 3,819,400株))及び第1回無担 保転換社債型新株予約権付社 債(新株予約権の数49個、総 額549,976千円)

(重要な後発事象)

(資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について)

当社は、2020年2月21日開催の取締役会において、2020年3月26日開催の第57期定時株主総会に、資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

1. 資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

繰越利益剰余金の欠損の填補を行うとともに、今後の柔軟かつ機動的な資本政策を実現するため、資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うものであります。

2. 資本準備金の額の減少

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、減少した金額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金 650,000,000円の全額

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 650,000,000円

3. 剰余金の処分

会社法第452条の規定に基づき、以下のとおり、上記資本準備金振替後のその他資本剰余金の額を減少させるとともに、圧縮積立金を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 785,795,923円

圧縮積立金 85,841,648円の全額

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 871,637,571円

4. 資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

(1) 取締役会決議日 2020年2月21日

(2) 株主総会決議日 2020年3月26日

(3) 債権者異議申述公告 2020年4月3日(予定)

(4) 債権者異議申述最終期日 2020年5月7日(予定)

(5) 効力発生日 2020年5月8日(予定)

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
日本パワー アスニング(株)	第1回無担保転 換社債型新株予 約権付社債	2019年8月23日	—	549,976	1.00	なし	2024年8月23日
合計	—	—	—	549,976	—	—	—

(注) 1. 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額	無償
株式の発行価格	当初 144円 但し、2020年2月25日付で135円に 修正。
発行価額の総額(千円)	549,976
新株予約権の行使により発行した株式 の発行価額の総額(千円)	—
新株予約権の付与割合(%)	100
新株予約権の行使期間	自 2019年8月23日 至 2024年8月21日

(注) なお、新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとして扱います。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなします。

(注) 2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
—	—	—	—	549,976

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,123,620	2,173,020	0.96	—
1年以内に返済予定の長期借入金	820,665	697,285	0.86	—
1年以内に返済予定のリース債務	31,860	31,873	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	1,532,678	921,493	0.88	2021年～2023年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く)	62,076	28,558	—	2021年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	3,570,899	3,852,229	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額で一部のリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
 3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	531,958	299,687	89,848	—
リース債務	28,558	—	—	—

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	1,704,581	3,473,066	5,278,311	7,093,825
税金等調整前四半期(当期) 純損失金額(△)(千円)	△223,138	△347,952	△437,725	△1,487,226
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純損失金額(△) (千円)	△227,160	△356,003	△449,688	△1,509,004
1株当たり四半期(当期)純 損失金額(△)(円)	△14.00	△21.94	△27.72	△93.00

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失金額 (△)(円)	△14.00	△7.94	△5.77	△65.29

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	725,648	389,025
受取手形	※4 345,849	※4 311,545
電子記録債権	※2, ※4 584,050	※1, ※2, ※4 615,852
売掛金	※2 1,197,323	※2 1,134,456
商品及び製品	912,663	1,250,692
仕掛品	227,270	235,478
原材料及び貯蔵品	367,916	372,296
前渡金	1,673	478,146
関係会社短期貸付金	300,000	300,000
その他	※2 43,353	※2 71,092
貸倒引当金	△280	△270
流動資産合計	4,705,470	5,158,317
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 486,813	※1 535,519
構築物	23,449	22,377
機械及び装置	232,744	258,580
車両運搬具	7,033	7,019
工具、器具及び備品	57,116	46,617
土地	※1 1,090,077	※1 1,055,778
リース資産	8,176	4,046
建設仮勘定	55,450	64,094
有形固定資産合計	1,960,862	1,994,034
無形固定資産		
	401	1,045
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 173,536	※1 133,766
関係会社株式	※1 1,691,734	※1 1,731,222
関係会社長期貸付金	300,000	325,000
会員権	67,820	67,820
その他	51,531	42,029
貸倒引当金	△6,261	△8,789
投資その他の資産合計	2,278,360	2,291,047
固定資産合計	4,239,624	4,286,127
資産合計	8,945,095	9,444,444

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	79,358	76,849
買掛金	※2 649,712	※2 606,434
電子記録債務	681,250	649,648
短期借入金	※1 823,620	※1 1,865,671
1年内返済予定の長期借入金	※1 820,665	※1 697,285
リース債務	4,460	3,486
未払金	※2 193,128	※2 183,757
未払法人税等	22,356	23,849
関係会社整理損失引当金	—	850,000
その他	※2 131,276	※2 107,009
流動負債合計	3,405,829	5,063,991
固定負債		
新株予約権付社債	—	549,976
長期借入金	※1 1,532,678	※1 921,493
リース債務	4,370	883
繰延税金負債	35,741	58,323
退職給付引当金	8,950	3,030
その他	45,714	37,665
固定負債合計	1,627,454	1,571,372
負債合計	5,033,283	6,635,363
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,550,000	2,550,000
資本剰余金		
資本準備金	650,000	650,000
その他資本剰余金	878,007	878,007
資本剰余金合計	1,528,007	1,528,007
利益剰余金		
その他利益剰余金		
圧縮積立金	85,841	85,841
繰越利益剰余金	456,746	△871,637
利益剰余金合計	542,588	△785,795
自己株式	△412,259	△412,264
株主資本合計	4,208,335	2,879,946
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△75,251	53,166
土地再評価差額金	△221,272	△126,782
評価・換算差額等合計	△296,523	△73,615
新株予約権	—	2,749
純資産合計	3,911,811	2,809,080
負債純資産合計	8,945,095	9,444,444

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
売上高	※1 6,764,418	※1 6,620,784
売上原価	※1 5,252,997	※1 5,154,548
売上総利益	1,511,420	1,466,235
販売費及び一般管理費	※2 1,499,264	※2 1,547,240
営業利益又は営業損失(△)	12,156	△81,004
営業外収益		
受取利息	※1 6,847	※1 7,587
受取配当金	※1 11,390	※1 9,945
売電収入	4,379	2,908
その他	15,127	7,745
営業外収益合計	37,745	28,187
営業外費用		
支払利息	28,906	27,218
為替差損	7,437	4,485
社債利息	—	1,958
社債発行費	—	21,152
その他	8,513	13,776
営業外費用合計	44,856	68,591
経常利益又は経常損失(△)	5,045	△121,409
特別利益		
固定資産売却益	—	33,097
特別利益合計	—	33,097
特別損失		
関係会社整理損失引当金繰入額	—	850,000
投資有価証券評価損	—	149,391
減損損失	53,697	75,980
事業再編損	31,584	45,262
その他	—	2,528
特別損失合計	85,282	1,123,162
税引前当期純損失(△)	△80,237	△1,211,474
法人税、住民税及び事業税	18,558	16,626
法人税等調整額	△68,220	5,793
法人税等合計	△49,662	22,419
当期純損失(△)	△30,574	△1,233,893

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,550,000	650,000	878,007	1,528,007	—	399,053	399,053	△412,230	4,064,830
当期変動額									
圧縮積立金の積立	—	—	—	—	85,841	△85,841	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△81,127	△81,127	—	△81,127
当期純損失（△）	—	—	—	—	—	△30,574	△30,574	—	△30,574
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△28	△28
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	255,236	255,236	—	255,236
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	85,841	57,692	143,534	△28	143,505
当期末残高	2,550,000	650,000	878,007	1,528,007	85,841	456,746	542,588	△412,259	4,208,335

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△233	33,964	33,730	4,098,560
当期変動額				
圧縮積立金の積立	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	△81,127
当期純損失（△）	—	—	—	△30,574
自己株式の取得	—	—	—	△28
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	255,236
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△75,017	△255,236	△330,254	△330,254
当期変動額合計	△75,017	△255,236	△330,254	△186,748
当期末残高	△75,251	△221,272	△296,523	3,911,811

当事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
					圧縮積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	2,550,000	650,000	878,007	1,528,007	85,841	456,746	542,588	△412,259	4,208,335	
当期変動額										
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
当期純損失（△）	—	—	—	—	—	△1,233,893	△1,233,893	—	△1,233,893	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△5	△5	
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	△94,490	△94,490	—	△94,490	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△1,328,384	△1,328,384	△5	△1,328,389	
当期末残高	2,550,000	650,000	878,007	1,528,007	85,841	△871,637	△785,795	△412,264	2,879,946	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△75,251	△221,272	△296,523	—	3,911,811
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	—
当期純損失（△）	—	—	—	—	△1,233,893
自己株式の取得	—	—	—	—	△5
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	△94,490
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	128,417	94,490	222,908	2,749	225,658
当期変動額合計	128,417	94,490	222,908	2,749	△1,102,731
当期末残高	53,166	△126,782	△73,615	2,749	2,809,080

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

a. 時価のあるもの……事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

b. 時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 5～50年

機械及び装置 2～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るもの

自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るもの

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

なお、確定給付型の制度として退職一時金制度及び適格退職年金制度を設けておりましたが、2005年4月に退職給付制度の一部を確定拠出年金制度へ移行し、また、2010年12月に一部の経過措置対象者を除き、その全部を確定拠出年金制度へ移行しております。本移行においては退職一時金を確定拠出年金へ移管していないため、移行時の在籍従業員に対する退職一時金に係る退職給付に係る債務を計上しております。

(4) 関係会社整理損失引当金

関係会社の事業整理等に伴い、将来負担することとなる損失の発生に備えるため、債権に対する回収不能見込額も含めた当該損失見込額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段……通貨スワップ、金利スワップ

b. ヘッジ対象……外貨建輸入予定取引、借入金

ハ. ヘッジ方針

取締役会の決議を経て、為替及び金利の変動リスクを回避するためにヘッジを行っております。なお、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的のために単独でデリバティブ取引を行うことはありません。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップについては、ヘッジ対象の予定取引に関する重要な条件が同一であり、為替変動による相関関係は確保されているのでヘッジの有効性の判定は省略しております。

金利スワップについては、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

5. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式により処理しております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、流動資産の「繰延税金資産」に表示していた6,653千円は、投資その他の資産の「その他」として組み替えております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(1)(評価性引当額の合計額を除く。)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(貸借対照表)

前事業年度において流動資産の「その他」に含めておりました「前渡金」は、資産の総額の100分の1を超えたため、当事業年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、流動資産の「その他」に表示していた45,027千円は、「前渡金」1,673千円及び「その他」43,353千円として組み替えております。

(損益計算書)

1. 「受取保険金」は前事業年度において区分掲記しておりましたが、金額的重要性が乏しくなったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、営業外収益の「受取保険金」に表示していた5,977千円は、「その他」として組み替えております。

2. 「売上割引」は前事業年度において区分掲記しておりましたが、金額的重要性が乏しくなったため、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、営業外費用の「売上割引」に表示していた4,748千円は、「その他」として組み替えております。

(追加情報)

(財務制限条項)

新株予約権付社債549,976千円について財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、当社は引受先の要求に基づき、社債を一括償還する可能性があります。当該条項の主な内容は以下のとおりであります。

(1) 当社の各事業年度に係る単体又は連結の半期の損益計算書に記載される営業損益が2連続して損失となった場合

(2) 当社の各事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における単体又は連結貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合

(貸借対照表関係)

※1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
電子記録債権	一千円	121,971千円
建物	356,079	361,729
土地	711,976	711,976
投資有価証券	104,202	72,246
関係会社株式	85,807	123,675
合計	1,258,064	1,391,599

(2) 上記に対する債務

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
短期借入金	52,710千円	158,517千円
長期借入金(1年内返済予定を含む)	827,185	658,870
合計	879,895	817,387

※2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
短期金銭債権	579,076千円	575,310千円
短期金銭債務	67,191	1,413

3. 保証債務

関係会社に対して次のとおり保証を行っております。

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
蘇州強力五金有限公司(銀行借入金)	300,000千円	307,348千円
蘇州強力五金有限公司(リース債務)	93,586 (5,798千円)	59,747 (3,810千円)
合計	393,586	367,095

※4. 事業年度末日満期手形等

事業年度末日満期手形等の会計処理については、当事業年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当該手形等の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
受取手形	24,498千円	20,168千円
電子記録債権	4,642	8,668
合計	29,141	28,836

(損益計算書関係)

※1. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	2,190,888千円	2,288,578千円
仕入高	816,951	958,636
営業取引以外の取引による取引高	10,488	11,074

※2. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度及び当事業年度ともに73%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度及び当事業年度ともに当事業年度27%であります。

販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)	当事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
給与手当及び賞与	600,199千円	607,234千円
退職給付費用	28,830	29,506
荷具・運賃	224,528	244,300
減価償却費	28,301	20,621

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は1,604,119千円、前事業年度の貸借対照表計上額は1,604,119千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年12月31日)	当事業年度 (2019年12月31日)
繰延税金資産		
関係会社整理損失引当金	一千円	260,100千円
投資有価証券評価損	8,147	53,861
減損損失	18,900	42,150
繰越欠損金	315	41,568
たな卸資産評価損	22,011	28,948
減価償却費	19,569	19,046
会員権評価損	10,577	11,562
長期未払金	13,120	10,810
未払事業税	4,734	4,641
資産除去債務費用	3,974	4,412
貸倒引当金	3,006	2,772
退職給付引当金	2,738	927
事業再編損	1,603	—
その他	2,771	3,083
繰延税金資産小計	111,472	483,886
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—	△41,568
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	—	△439,349
評価性引当額	△102,710	△480,917
繰延税金資産合計	8,761	2,968
繰延税金負債		
圧縮積立金	△37,849千円	△37,849千円
その他有価証券評価差額金	—	△23,442
繰延税金負債合計	△37,849	△61,291
繰延税金資産及び負債(△)の純額	△29,088	△58,323

(表示方法の変更)

前事業年度において、繰延税金資産の「その他」に含めていた「繰越欠損金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
前事業年度及び当事業年度において、税引前当期純損失であるため記載を省略しております。

(重要な後発事象)

(資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について)

当社は、2020年2月21日開催の取締役会において、2020年3月26日開催の第57期定時株主総会に、資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議し、同株主総会において承認可決されました。

1. 資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

繰越利益剰余金の欠損の填補を行うとともに、今後の柔軟かつ機動的な資本政策を実現するため、資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うものであります。

2. 資本準備金の額の減少

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、減少した金額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金 650,000,000円の全額

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 650,000,000円

3. 剰余金の処分

会社法第452条の規定に基づき、以下のとおり、上記資本準備金振替後のその他資本剰余金の額を減少させるとともに、圧縮積立金を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 785,795,923円

圧縮積立金 85,841,648円の全額

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 871,637,571円

4. 資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

(1) 取締役会決議日 2020年2月21日

(2) 株主総会決議日 2020年3月26日

(3) 債権者異議申述公告 2020年4月3日(予定)

(4) 債権者異議申述最終期日 2020年5月7日(予定)

(5) 効力発生日 2020年5月8日(予定)

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	486,813	124,383	40,120 (38,577)	35,556	535,519	1,450,182
	構築物	23,449	1,260	—	2,332	22,377	267,331
	機械及び装置	232,744	74,294	3,041	45,416	258,580	1,583,205
	車両運搬具	7,033	2,985	—	2,999	7,019	7,541
	工具、器具及び備品	57,116	21,441	586	31,354	46,617	334,936
	土地	1,090,077 [△221,272]	—	34,298 (34,298) [△94,490]	—	1,055,778 [△126,782]	—
	リース資産	8,176	—	—	4,130	4,046	16,605
	建設仮勘定	55,450	161,750	153,106	—	64,094	—
	計	1,960,862 [△221,272]	386,113	231,153 (72,876) [△94,490]	121,789	1,994,034 [△126,782]	3,659,803
無形固定資産	計	401	924	—	280	1,045	—

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は減損損失の計上額を内数で表示しております。

2. 土地の「当期首残高」、「当期減少額」及び「当期末残高」欄の[]内は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)により行った事業用土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	6,541	2,798	280	9,059
関係会社整理損失引当金	—	850,000	—	850,000

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 (特別口座) 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 _____ 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、同第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第56期（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）2019年3月29日近畿財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年3月29日近畿財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第57期第1四半期（自 2019年1月1日 至 2019年3月31日）2019年5月14日近畿財務局長に提出。

第57期第2四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）2019年8月9日近畿財務局長に提出。

第57期第3四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）2019年11月13日近畿財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2019年4月2日近畿財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2020年1月31日近畿財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（当社及び連結子会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書（新株予約権証券及び新株予約権付社債）及びその添付書類

2019年8月7日近畿財務局長に提出。

(6) 有価証券届出書の訂正報告書

2019年8月9日近畿財務局長に提出。

2019年8月7日提出の有価証券届出書（新株予約権証券及び新株予約権付社債）に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年3月27日

日本パワーファスニング株式会社

取締役会 御中

SCS国際有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 牧 辰人 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 裕司 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本パワーファスニング株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本パワーファスニング株式会社及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本パワーファスニング株式会社の2019年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本パワーファスニング株式会社が2019年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年3月27日

日本パワーファスニング株式会社

取締役会 御中

SCS国際有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 牧 辰人 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 裕司 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本パワーファスニング株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第57期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本パワーファスニング株式会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2020年3月27日
【会社名】	日本パワーファスニング株式会社
【英訳名】	JAPAN POWER FASTENING CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 土肥 雄治
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪市北区大淀中1丁目1番90号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役会長兼社長 土肥雄治は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2019年12月31日を基準日として行っております。

評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定し、選定された業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している当社を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2020年3月27日
【会社名】	日本パワーファスニング株式会社
【英訳名】	JAPAN POWER FASTENING CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 土肥 雄治
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪市北区大淀中1丁目1番90号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長兼社長 土肥雄治は、当社の第57期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。